2006. 8
No. 9

国立大学法人 高知大学学報

（題字：相良祐輔学長）

「ジョイフルコンサートシリーズコーチ　２００６」を開催　（61 ページに関連記事）

高知大学ラジオ公開講座第３期放送が開始（62 ページに関連記事）

目　次

関係法令 （２）
学内規則 （５）
人　事
○人事異動 (49)
○叙位・叙勲 (57)
会　議
○役員会 (58)
○経営協議会 (59)
○教育研究評議会 (59)
○入試企画実施機構会議 (59)
○全学入学試験委員会 (60)
学　事
○大学院医学系研究科学位授与式 (60)
諸　報
○高知大学他２社の共催による「ジョイフルコンサートシリーズコーチ　２００６」を開催 (61)
○第５８回国立大学病院看護部長会議を開催 (61)
○高知県警察本部長を招き講演会を開催 (62)
○高知大学ラジオ公開講座第３期放送が開始 (62)
○第５７回四国地区大学総合体育大会 (63)
○ＪＡＢＥＥ認定プログラム修了証授与式を実施 (65)
○大学総合教育センターの八木文雄教授が医学教育賞（懸田賞）を受賞 (65)
日　誌 (66)

関係法令

○法律

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律	法律第 37 号	号外第 113 号	平成 18 年 5 月 17 日
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律	法律第 47 号	号外第 125 号	平成 18 年 6 月 2 日
薬事法の一部を改正する法律	法律第 69 号	号外第 135 号	平成 18 年 6 月 14 日
国家公務員の留学費用の償還に関する法律	法律第 70 号	号外第 135 号	平成 18 年 6 月 14 日
就学前の子どもに関する教育､保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法律第 77 号	号外第 137 号	平成 18 年 6 月 15 日
学校教育法等の一部を改正する法律	法律第 80 号	号外第 143 号	平成 18 年 6 月 21 日
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律	法律第 82 号	号外第 143 号	平成 18 年 6 月 21 日
良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律	法律第 84 号	号外第 143 号	平成 18 年 6 月 21 日
自殺対策基本法	法律第 85 号	号外第 143 号	平成 18 年 6 月 21 日
建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律	法律第 92 号	号外第 143 号	平成 18 年 6 月 21 日
がん対策基本法	法律第 98 号	号外第 146 号	平成 18 年 6 月 23 日

○政令

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
国家公務員の留学費用の償還に関する法律の施行期日を定める政令	政令第 215 号	号外第 135 号	平成 18 年 6 月 14 日

○省令

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 124 号	第 4348 号	平成 18 年 5 月 31 日
文部科学大臣の所掌に係る研究の交流の促進に関する省令の一部を改正する省令	文部科学省令第 29 号	号外第 148 号	平成 18 年 6 月 26 日
医療法施行規則の一部を改正する省令	厚生労働省令第 133 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日

○規則

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
人事院規則 9-30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-30-57	第 4343 号	平成 18 年 5 月 24 日
人事院規則 16-0（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 16-0-47	第 4343 号	平成 18 年 5 月 24 日
人事院規則 8-18（採用試験）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 8-18-19	第 4346 号	平成 18 年 5 月 29 日
職員の留学費用の償還	人事院規則 10-12	号外第 135 号	平成 18 年 6 月 14 日
人事院規則 17-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 17-0-82	第 4364 号	平成 18 年 6 月 22 日
人事院規則 9-2（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-2-51	第 4370 号	平成 18 年 6 月 30 日
人事院規則 9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-8-59	第 4370 号	平成 18 年 6 月 30 日
人事院規則 9-17（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則	人事院規則 9-17-105	第 4370 号	平成 18 年 6 月 30 日

○告示

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
平成十八年度小学校教員資格認定試験を実施する件	文部科学省告示第 63 号	第 4336 号	平成 18 年 5 月 15 日
平成十八年度特殊教育教員資格認定試験を実施する件	文部科学省告示第 64 号	第 4336 号	平成 18 年 5 月 15 日
平成十八年度幼稚園教員資格認定試験を実施する件	文部科学省告示第 65 号	第 4336 号	平成 18 年 5 月 15 日
平成十八年度における学芸員の資格認定を実施する件	文部科学省告示第 66 号	号外第 114 号	平成 18 年 5 月 18 日
科学技術基本計画を公表する件	総務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号	号外第 120 号	平成 18 年 5 月 26 日
社会教育主事講習等規程に基づく学修を定める件の一部を改正する件	文部科学省告示第 67 号	第 4346 号	平成 18 年 5 月 29 日
社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部を改正する件	文部科学省告示第 68 号	第 4346 号	平成 18 年 5 月 29 日
学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件の一部を改正する件	文部科学省告示第 69 号	第 4346 号	平成 18 年 5 月 29 日
平成十八年度学校図書館司書教諭講習実施要項	文部科学省告示第 70 号	号外第 121 号	平成 18 年 5 月 29 日
薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件	厚生労働省告示第 378 号	第 4348 号	平成 18 年 5 月 31 日
厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件	厚生労働省告示第 379 号	第 4348 号	平成 18 年 5 月 31 日
研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針	文部科学省告示第 71 号	号外第 124 号	平成 18 年 6 月 1 日

事　　項	号	官報番号	掲載年月日
外国の大学又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設を指定する件	文部科学省告示第 83 号	第 4365 号	平成 18 年 6 月 23 日
外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件	文部科学省告示第 84 号	第 4365 号	平成 18 年 6 月 23 日
労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	厚生労働省告示第 399 号	号外第 149 号	平成 18 年 6 月 27 日
平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件	文部科学省告示第 86 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示	文部科学省告示第 87 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件	文部科学省告示第 88 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認める件	文部科学省告示第 89 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号) 第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針を定める件	文部科学省告示第 90 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 400 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	厚生労働省告示第 409 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	厚生労働省告示第 410 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	厚生労働省告示第 411 号	号外第 152 号	平成 18 年 6 月 30 日
学校教育法第六十九条の四第五項の規定に基づく認証評価機関の届出に関する件	文部科学省告示第 91 号	号外第 154 号	平成 18 年 7 月 3 日
ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針	厚生労働省告示第 425 号	号外第 154 号	平成 18 年 7 月 3 日

○官庁報告

[国家試験]

事　　項	関係機関	官報番号	掲載年月日
平成十八年度国家公務員採用Ⅲ種試験公告	人事院	第 4331 号	平成 18 年 5 月 8 日
平成十八年度医師国家試験予備試験の施行	厚生労働省	第 4331 号	平成 18 年 5 月 8 日
平成十八年度歯科医師国家試験予備試験の施行	厚生労働省	第 4331 号	平成 18 年 5 月 8 日
医師国家試験の施行	厚生労働省	号外第 154 号	平成 18 年 7 月 3 日
医師試験委員の公告	厚生労働省	号外第 154 号	平成 18 年 7 月 3 日
歯科医師国家試験の施行	厚生労働省	号外第 154 号	平成 18 年 7 月 3 日
歯科医師試験委員の公告	厚生労働省	号外第 154 号	平成 18 年 7 月 3 日

学 内 規 則

国立大学法人高知大学規則第８号

高知大学医学部放射線障害予防規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年５月 16 日

国立大学法人高知大学長　相良　祐輔

高知大学医学部放射線障害予防規則の一部を改正する規則

高知大学医学部放射線障害予防規則（平成 16 年規則第 217 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知大学医学部地区研究部門放射線障害予防規則

目次中「管理組織（第３条―第９条）」を「組織及び職務（第３条―第８条）」に、「（第 10 条・第 11 条）」を「（第９条・第 10 条）」に、「（第 12 条―第 20 条）」を「（第 11 条―第 17 条）」に、「（第 21 条・第 22 条）」を「（第 18 条・第 19 条）」に、「（第 23 条）」を「（第 20 条）」に、「（第 24 条・第 25 条）」を「（第 21 条・第 22 条）」に、「（第 26 条）」を「（第 23 条）」に、「（第 27 条・第 28 条）」を「（第 24 条・第 25 条）」に、「（第 29 条・第 30 条）」を「（第 26 条・第 27 条）」に、「（第 31 条）」を「（第 28 条）」に、「（第 32 条・第 33 条）」を「（第 29 条・第 30 条）」に改める。

第１条中「医学部（以下「医学部」という。）」を「医学部地区研究部門（以下「医学部地区研究部門」という。）」に、「本学の内外」を「公共」に改める。

第２条第３号中「100 万電子ボルト」を「１メガ電子ボルト」に改め、同条に次の１項を加える。

２　医学部地区研究部門とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　医学部（附属病院を除く。）

(2)　総合研究センター生命･機能物質部門 RI 実験施設

(3)　総合研究センター生命・機能物質部門動物実験施設

(4)　総合研究センター生命･機能物質部門実験実習機器施設

「第２章　管理組織」を「第２章　組織及び職務」に改める。

第３条の見出しを「（組織）」に、同条第１項中「学部長」を「医学部長」に、同条第２項中「医学部」を「医学部地区研究部門」に改める。

第４条第１項中「本学」を「医学部」に改める。

第５条中「学部長」を「医学部長」に改め、同条第１項中「医学部」を「医学部地区研究部門」に改め、同条第３項中「関する高度の」を「関し十分な」に改め、同条第６項中「防止法第 34 条第２項及び防止法第 37 条第３項の規定による届出をしなければならない」を「選任又は解任した日から 30 日以内に文部科学省に届けなければならい。ただし、代理者の届出は、その期間が 30 日を超える場合に行う。」に改め、同条に次の１項を加える。

７　学長は、選任された主任者に対し、選任後１年以内に講習（法令、放射性同位元素等の取扱い、施設の管理、事故の事例を含む。）を受けさせなければならない。また、その後は３年以内ごとに定期講習を受けさせなければならない。ただし、選任前１年以内に定期講習を受講していた場合は、受講後３年以内に受講させなければならない。

第６条第１項中「学部長は、」を「学長は、」に、「学部長をもって」を「医学部長をもって」に改める。

第７条（見出しを含む。）中「医学部」を「医学部地区研究部門」に改め、同条第２項及び第３項を次のように改める。

２　安全部会は、部会長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　総合研究センター生命・機能物質部門の教員１人

(2)　次条第１項各号に規定する施設の管理責任者及び副管理責任者

(3)　副主任者

３　部会長は、医学部地区研究部門の主任者又は主任代理者をもって充てる。

第８条を削る。

第９条第３項第２号中「（第 10 条第１項第１号に掲げる施設をいう。以下同じ。）」を削り、同条第４項中「医学部」を「医学部地区研究部門」に、「学部長」を「医学部長」に改め、同条を第８条とする。

第 10 条見出しを「（管理区域）」に改め、同条第１項を削り、同条第２項中「学部長」を「医学部長」に改め、同項を第１項とし、同条第３項を第２項とし、同条を第９条とする。

第 11 条第３項中「主任者は、」を削り、「訓練を行い、」の次に「主任者は、」を加え、同条第７項中「医

学部」を「医学部地区研究部門」に改め、「並びに教育及び訓練」を削り、同条を第 10 条とする。

第 12 条本文を第 1 項とし、次の 2 項を加え、同条を第 11 条とする。

2　管理区域への立入りについては、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1)　放射線施設の出入口には、人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設け、又は措置を講じ、出入りは所定の順路によること。

(2)　個人線量計を携行し、所定の記録を行うこと。

(3)　必要に応じて、所定の場所で、所定の着衣、はき物等を着脱し、作業室に出入りすること。

(4)　見学者等主任者の許可を受けて一時的に立ち入る者は、放射線業務従事者の指示に従うこと。

(5)　放射線施設を退出しようとするときは、身体各部、衣服、はき物等の汚染の有無を検査し、汚染は除去すること。

(6)　器具、試料、生物等を管理区域から持ち出すときは、表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の 10 分の１以下であることを確認すること。

3　放射線作業（ECD 付ガスクロマトグラフの取扱い等業務を除く。）は、管理区域の所定の作業位置で行い、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1)　実験操作は、可能な限りフード内又はグローブボックス内で行い、かつ、遠隔操作し、直接皮膚粘膜に放射性同位元素を付着させないようにすること。

(2)　短時間の作業を行う場合にも、必ずしゃへい壁その他のしゃへい物を用い、不完全

なしゃへいで作業をしないこと。

(3)　飲食、喫煙又は化粧をしないこと。

第 13 条及び第 14 条を削る。

第 15 条第 10 号中「フィルムバッジ又はこれに相当するもの」を「個人線量計」に改め、同条を第 12 条とする。

第 16 条を第 13 条とする。

第 17 条第 1 項中「第 15 条」を「第 12 条」に改め、同条を第 14 条とする。

第 18 条見出し中「保管」を「受入れ、保管、払出し」に改め、同条第７号を第９号とし、第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第１号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、同条に第１号として次の１号を加える。

(1)　購入又は譲受した放射性同位元素を受け入れた場合、受入年月日、放射性同位元素の種類、数量を所定の様式に記入すること。

第 18 条第５号の次に次の１号を加え、同条を第 15 条とする。

(6)　貯蔵施設から放射性同位元素を払い出す場合、払出年月日、放射性同位元素の種類及び数量等を記帳すること。

第 19 条第１項第４号を削り、同条に次の 1 項を加え、同条を第 16 条とする。

3　事業所外における放射性同位元素等の運搬を業者に委託したときは、運搬年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名を所定の様式に記入すること。

第 20 条を第 17 条とし、第 21 条を第 18 条とする。

第 22 条第１項第１号中「外部被ばく」の次に「及び内部被ばく」を加え、同項第４号中ただし書を削り、同項第５号に後段として次のように加え、同条を第 19 条とする。

内部被ばくによる線量の測定は、計算によって算出するものとする。

第 23 条第１項各号列記以外の部分中「安全委員会委員長」を「学長」に改め、同条第２項に次のただし書を加え、同条を第 20 条とする。

ただし、一度教育及び訓練を受けた者に対しては、第１項各号における時間数によらず項目のみ実施すればよいものとする。

第 24 条第１項各号列記以外の部分中「産業医」を「学長」に改め、同項第４号中

「ウ　眼」を「ウ　眼

エ　その他文部科学大臣が定める部位及び項目」に改め、

同条第２項中「産業医」を「学長」に改め、同条を第 21 条とする。

第 25 条中「学部長」を「学長」に改め、同条を第 22 条とする。

第 26 条第１項各号を次のように改め、同条を第 23 条とする。

(1)　受入れ及び払出し

ア　受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量

イ　放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日

ウ　受入れ又は払出しに従事する者の氏名

(2)　使用

ア　放射性同位元素の種類及び数量

イ　放射線発生装置の種類
ウ　放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
エ　放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(3)　保管
ア　放射性同位元素の種類及び数量
イ　放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
ウ　放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4)　運搬
本学外における放射性同位元素等の運搬の年月日、運搬の方法、荷受人又は荷送人及び運搬を委託された者の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名

(5)　廃棄
ア　放射性同位元素の種類及び数量
イ　放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
ウ　放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6)　放射線施設等の点検
ア　点検の実施年月日
イ　点検項目の細目及び点検結果
ウ　点検結果に伴う措置の内容
エ　点検を実施した者の氏名

(7)　教育及び訓練
ア　教育及び訓練の実施年月日、項目
イ　教育及び訓練を受けた者の氏名（教育及び訓練を省略する者については、その理由を記載すること。）

第 27 条第 1 項第 3 号中「又は等価線量限度」を「及び等価線量限度」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「学部長」を「医学部長」に改め、同条を第 24 条とする。

第 28 条第 1 号中「主任者に」を「別表第 2 及び国立大学法人高知大学防災管理規則（平成 18 年 1 月 25 日。規則第 558 号）に基づく連絡通報体制に従い、」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「学部長」を「医学部長」に改め、同条を第 25 条とする。

第 29 条第 2 項中「別表第 2 に掲げる放射線施設等の点検項目及び別表第 3 に掲げる」を「細則に定める点検項目及び」に、「財務部基盤整備課長」を「医学部・病院事務部経営企画課」に改め、同条第 3 項から第 5 項中「学部長」を「医学部長」に改め、同条を第 26 条とする。

第 30 条第 1 項中「地震」を「震度 4 以上の地震」に、「別表第 4」を「別表第 2」に、「高知大学防火管理規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）」を「国立大学法人高知大学防災管理規則」に、「第 29 条」を「第 26 条」に、「別表第 2 及び第 3」を「細則」に、「学部長」を「医学部長」に改め、同条第 2 項中「学部長」を「医学部長」に改め、同条を第 27 条とする。

第 31 条第 1 項及び第 2 項中「学部長」を「医学部長」に改め、同条第 3 項中「当該年の 6 月 30 日までに」を「当該期間経過後 3 月以内（6 月 30 日まで）に」に改め、同条を第 28 条とする。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「学部長」を「医学部長」に改め、同条を第 29 条とする。

第 33 条を第 30 条とする。

別表第 1（第 3 条関係）表中「医学部」を「医学部地区研究部門」に、

「

」を

「

」に、

「放射線安全委員会」を「医学部放射線安全委員会」に、「医学部放射線安全部会」を「医学部地区研究部門放射線安全部会」に改める。

別表第 2（第 29 条、第 30 条関係）及び別表第 3（第 29 条、第 30 条関係）を削る。

別表第 4（第 30 条関係）表中「別表第 4（第 30 条関係）」を「別表第 2（第 25 条、第 27 条関係）」に、

「

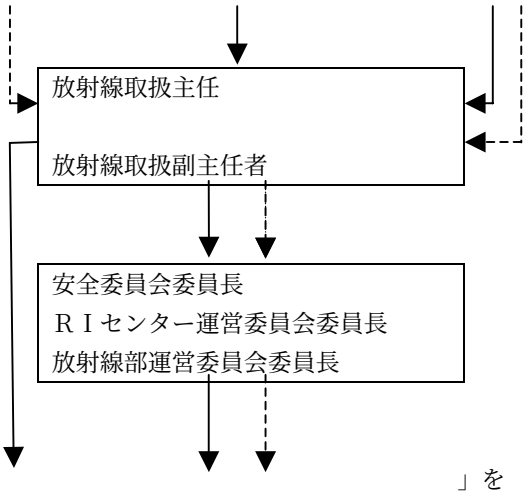

」を

「

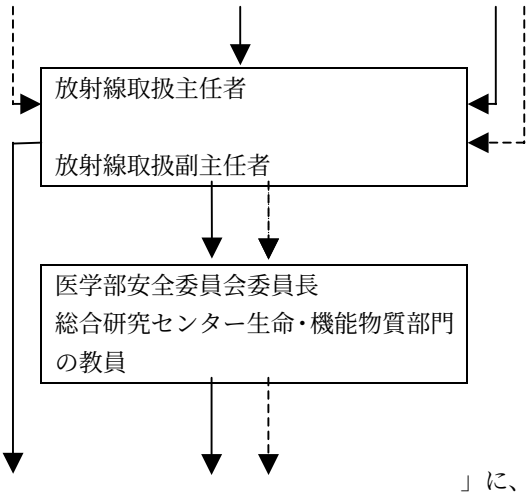

」に、

「学部長」を「医学部長」に改める。

附　則

この規則は、平成 18 年５月 16 日から施行する。

改正理由

１　放射線障害防止法の改正のため
２　内容の見直しのため

国立大学法人高知大学規則第 11 号

高知大学特別成果有体物管理規則を次のように定める。

平成 18 年５月 24 日

立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学特別成果有体物管理規則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における特別成果有体物に対して適切な管理を行うことをもって、人体及び環境に有害な影響を生じさせないことを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「特別成果有体物」とは、次の各号に掲げるもののうち、人体及び環境に有害な影響を及ぼす可能性が高いと予想されるものであり、かつ、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文、講演、その他の著作物等に関するものを除く。

(1)　研究･教育の過程において得られたあるいは結果として得られた材料、試料（試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等）、試作品、モデル品、実験装置等

(2)　臨床等において得られた試料

(3)　成果有体物が、複製、増殖又は繁殖可能なものである場合には、その複製物、増殖物及び繁殖物

(4)　データベース、コンピュータプログラム、画像、図面等の各種研究成果を記録した電子記録媒体又は紙記録媒体

２　この規則において、「部局」とは、各学部（附属施設を含む。ただし、医学部附属病院を除く。）、医学部附属病院、各研究科、各学内共同教育研究施設、海洋コア総合研究センター及び保健管理センターをいう。

３　この規則において、「作製」とは、実験その他の方法により特別成果有体物を得る行為又は得られる行為をいう。

（学長等の責務）

第３条　学長は、本学における特別成果有体物の作製に関し、安全の確保及び適切な管理に関する業務を総括する。

２　部局長は、当該部局における特別成果有体物の作製に関し、安全の確保及び適切な管理に関する業務を総括する。

（特別成果有体物作製管理委員会）

第４条　特別成果有体物の作製を行う部局に、特別成果有体物作製管理委員会（以下「作製管理委員会」という。）を置く。

2　作製管理委員会は、特別成果有体物の作製に関し、当該部局における安全を確保するとともに、管理業務を監督する。

（作製管理者）

第５条　特別成果有体物の作製の計画及び実施に当たっては、作製ごとに作製管理者を置く。

2　作製管理者は、当該特別成果有体物に関する知識・技術に習熟した作製従事者のうちから選ぶものとする。

3　作製管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 作製計画の立案及び実施に際して、関係法令及び本規則を遵守し、作業全体の適切な管理・監督に当たること。

(2) その他、作製上の安全確保を行い、特別成果有体物を適切に管理すること。

（作製計画の申請及び承認等）

第６条　特別成果有体物の作製をする場合には、作製管理者は、特別成果有体物作製計画申請書（別紙様式１）及び特別成果有体物作製計画書（別紙様式２）を部局長に提出し、作製において通常求められる安全に関する措置及び管理体制が確保されるか否かの確認並びに作製実施についての承認を受けなければならない。

2　作製管理者は、前項により部局長に提出した特別成果有体物作製計画申請書及び特別成果有体物作製計画書の記載事項に変更が生じた場合及び実験開始後において特別成果有体物が作成されるおそれが生じた場合には、その都度、改めて特別成果有体物作製計画申請書（別紙様式１）及び特別成果有体物作製計画書（別紙様式２）を部局長に提出し、作製において通常求められる安全に関する措置及び管理体制が確保されるか否かの確認並びに作製実施についての承認を受けなければならない。

3　部局長は、前２項の作製計画の申請があったときは、作製管理委員会に審議を求めるものとする。

4　部局長は、前項の作製管理委員会の審議結果を踏まえ、当該申請に対して承認するか否かを決定し、当該作製管理者に通知するとともに、学長に報告するものとする。

（作製の終了又は中止）

第７条　作製管理者は、特別成果有体物の作製を終了又は中止したとき、事後処理について、特別成果有体物作製終了（中止）報告書（別紙様式３）を部局長に提出しなければならない。

（特別成果有体物の廃棄）

第８条　作製管理者及び作製従事者は、関係法令に従い特別成果有体物を適切に廃棄処理しなければならない。

（他の法令等との関係）

第９条　特別成果有体物のうち、他の法令等に基づき管理されているもの（別表）については、本規則は適用しない。

（雑則）

第 10 条　この規則に定めるもののほか、特別成果有体物の管理に関し必要な事項は、別に定める。

別　表

法　令　名　等
高知大学遺伝子組換え実験管理規則（平成 16 年４月１日高知大学規則第 75 条）
国立大学法人高知大学毒物及び劇物管理規則（平成 16 年４月１日高知大学規則第 103 号）
国立大学法人高知大学廃棄薬品類処理規則（平成 16 年４月１日高知大学規則第 104 号）
高知大学医学部病原寄生体等安全管理規則（平成 16 年４月１日高知大学規則第 218 号）
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年６月 10 日法律第 167 号）
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年６月 10 日法律第 166 号）
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成７年４月５日法律第 65 号）

別紙様式１（第６条関係）

特別成果有体物作製計画申請書

平成　　年　　月　　日

部局長　　殿

作製管理者　所属
氏名　　（印）

下記作製計画の　□　承認を申請します。
□　変更の承認を申請します。

記

課　　題　　名				
受理（承認）番号 (変更申請の場合)				
作　製　管　理　者	職名		氏名	
添　付　書　類 （注１）	□作製計画（別紙様式２） □その他参考資料（　　点）			
変　更　部　分 （変更申請の場合に記入） （注２）				

（注１）　該当する項目をチェックすること。成果有体物作製計画書は必ず添付すること。
（注２）　作製計画書中の変更項目名を記入すること。

特別成果有体物作製計画承認書

上記申請を承認します。
平成　　年　　月　　日

部局長　　（印）

記

承　認　番　号			
期　　間	平成　　年　　月から　　平成　　年　　月まで		
使 用 実 験 室　　等	名称		

別紙様式２（第６条関係）

特別成果有体物作製計画書

<table>
<tr><td colspan="2">課題名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">実施期間</td><td colspan="4">年　月から　年　月まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作製場所</td><td>団地名称、建物名称、階数、実験室名</td><td colspan="4">団地　棟　階　室</td></tr>
<tr><td rowspan="5">作製管理者</td><td>所属部局</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>職名・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td>Tel:</td><td>Fax:</td><td colspan="2">E-mail:</td></tr>
<tr><td>目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">作製従事者</td><td>氏名</td><td>職名</td><td colspan="2">作製取扱経験年数</td><td>作製等に係る実験経験年数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">作製管理委員会の意見</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>作製管理委員会委員長氏名</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
</table>

別紙様式３（第７条関係）

承認番号

特別成果有体物作製　終了（中止）報告書

部局長　　殿

作製管理者	部局・職		
	氏　　名		(印)
課　　題　　名			
作製の場所	名称		
	連絡先	Tel: Fax: E-mail:	
作製の開始及び終了日		平成　年　月　日　～　平成　年　月　日	
作製の終了（中止）に伴う措置	作製によって得られた特別成果有体物の管理に関する措置	管理の対象となる成果有体物の概要（注１）	
		措　置　の　区　分（注２）	処分　　移管　　保管又は他の実験に活用
		処分若しくは保管の方法	
		移管の場合の管理者(注3)　所属部局の所在地	〒
		移管の場合の管理者(注3)　所属機関・部局・職	
		移管の場合の管理者(注3)　氏　　名	
		他の作製に活用する場合の作製計画の概要	
	作製従事者の健康状態等　（注４）		

注１　保管している種類及び特別成果有体物等の数量について、簡明に記入すること。
注２　該当欄に○を付すこと。
注３　複数の者に分割して移管する場合は、別葉にて、その旨添付すること。
注４　作製中における作製に伴う異常の有無を記入すること。

附　則

この規則は、平成 18 年 5 月 24 日から施行する。

制定理由

高知大学の教職員の研究・教育において得られる成果有体物に対して、適切な管理を行うことをもって、人体及び環境に有害な影響を生じさせないシステムを整備するため

国立大学法人高知大学規則第 12 号

高知大学成果有体物取扱規則を次のように定める。

平成 18 年 5 月 24 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学成果有体物取扱規則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における研究・教育等により得られた成果有体物の適正な取扱いについて必要な事項を定め、もって成果有体物に係る技術移転等を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「成果有体物」とは次の各号に掲げるもののうち、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文、講演、その他の著作物等に関するものを除く。

(1)　研究・教育の過程において得られたあるいは結果として得られた材料、試料（試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等）、試作品、モデル品、実験装置等

(2)　臨床等において得られた試料

(3)　成果有体物が、複製、増殖又は繁殖可能なものである場合には、その複製物、増殖物及び繁殖物

(4)　データベース、コンピュータプログラム、画像、図面等の各種研究成果を記録した電子記録媒体又は紙記録媒体

２　この規則において「教職員」とは、高知大学発明規則第２条第１項第４号に定める者をいう。

３　この規則において「学生等」とは、学部学生、大学院学生、研究生、専攻生その他本学において教職員に教育又は研究指導を受けるすべての者をいう。

４　この規則において「作製者」とは、教職員及び学生等として成果有体物の作製を行った者をいう。

５　この規則において「職務上」とは、成果有体物を得られるに至った教職員の行為がその性質上本学の研究・教育等の範囲に属し、かつ、当該教職員の本学における現在又は過去の職務に属するものをいう。

６　この規則において「センター長」とは、高知大学国際・地域連携センター規則第６条に定める国際・地域連携センター長をいう。

（成果有体物の帰属）

第３条　教職員によって本学において職務上得られた成果有体物は、特段の定めがない限り、本学に帰属する。

２　学生等によって本学において得られた成果有体物は、特段の定めがない限り、本学に帰属する。ただし、教職員の指導又は本学の教育研究のプログラムから独立し、自らの発想により得られた成果有体物は、この限りでない。

（外部機関における成果有体物の取扱い）

第４条　教職員及び学生等が、外部機関において得た成果有体物の取扱いは、当該外部機関の定め等による。ただし、自らが主体となって職務上行った研究等により得た成果有体物については、その権利等の確保のための適切な要求を行い、本学に帰属する権利等としての確保に努めなければならない。

（成果有体物の発生報告等）

第５条　教職員は、次の各号に掲げる場合には、本学において職務上得られた成果有体物及び前条ただし書に定める成果有体物を、成果有体物作製開示書（様式１）により、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(1)　有償又は無償を問わず教職員及び学生等以外の者に提供する場合

(2)　学術的観点から付加価値が顕在化した場合

(3)　センター長が必要と認める場合

２　センター長は、前項の届出を受理した場合は、その届出に係る成果有体物が、提供契約の対象になりうる成果有体物（以下「登録成果有体物」という。）であるか否かの認定を行わなければならない。

３　センター長は、前項において登録成果有体物であると認定したときは、その旨速やかに届出を行った教職員等に通知するとともに、必要に応じて、当該教職員から登録成果有体物の取扱い等に関する承諾書等の提出を求めなければならない。

４　センター長は、第２項において登録成果有体物で

ないと認定したときは、その旨速やかに届出を行った教職員に通知しなければならない。

（成果有体物に関する秘密の保持等の義務期間）

第６条　教職員は、退職後も在職中に本学において職務上得た成果有体物をセンター長の承認を得ずに、持ち出してはならない。

２　教職員は、退職後２年間は、在職中に本学において知り得た成果有体物に関して、既に公表されたもの、公表することが認められたもの又は契約等において開示することが認められたものを除き、センター長の承認を得ずに、公表若しくは開示してはならない。

３　学生等は、その身分を失った後も在学中に本学において得た成果有体物を、センター長の承認を得ずに、持ち出してはならない。

４　学生等は、その身分を失った後２年間は、在学中に本学において知り得た成果有体物に関して、既に公表されたもの、公表することが認められたもの又は契約等において開示することが認められたものを除き、センター長の承認を得ずに、公表若しくは開示してはならない。

（登録成果有体物の提供）

第７条　教職員は、登録成果有体物を他の者に提供しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。ただし、その登録成果有体物の提供により問題が生じないことが明らかな場合には、この限りでない。

(1)　その登録成果有体物の提供について、利害関係者との合意を得ること。

(2)　その登録成果有体物の提供が、高知大学の規則等に抵触しないことを確認すること。

(3)　必要がある場合は、提供する登録成果有体物の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わすこと。

２　教職員が前項の行為を完了した後に、本学は、他の者と成果有体物提供契約を締結し、成果有体物を提供するものとする。

３　前項の成果有体物の提供においては、契約の相手先が非営利機関又は営利機関の違いにより異なる内容の契約を締結することができる。

（成果有体物の提供の禁止）

第８条　教職員は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物を他の者に提供してはならない。ただし、第５号から第８号に該当する場合において、提供の目的が教育・研究に関するものであるときは、この限りではない。

(1)　センター長が提供を禁止したもの

(2)　法令及び本学の規則等に違反するもの

(3)　国及び本学の定める倫理指針に違反するもの

(4)　外部機関の研究者等が作製したもので提供が禁止されているもの

(5)　臨床由来のヒト試料

(6)　個人の情報が特定され得るもの

(7)　複製が実際上困難で、提供することにより研究・教育又は研究開発に支障を生じるもの

(8)　研究上の加工、改良又は工夫を加えていないもの

（外部機関からの成果有体物の受入れ）

第９条　教職員及び学生等は、学術・研究の交流を目的として、外部機関から成果有体物の提供を受け入れることができる。この場合において、教職員及び学生等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　成果有体物の提供を受け入れることについて、研究にかかわる者から同意を得ること。

(2)　成果有体物の提供を受け入れることが法令及び本学の定めに違反しないことを確認すること。

(3)　学生等が成果有体物の提供を受けるときは、指導を受ける教職員の承認を得ること。

(4)　必要がある場合には、提供を受ける成果有体物の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わすこと。

（教職員に対する配慮）

第 10 条　センター長は、成果有体物の公表、開示等の承認に当たっては、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

(1)　公表、開示等により本学又は外部機関の知的財産に生じ得る不利益

(2)　当該成果有体物の作成にかかわった教職員及び学生等の教育研究上の要請

２　センター長は、教職員の異動等に伴う成果有体物の公表、開示、提供等の承認に当たっては、当該教職員が異動先においての研究等に支障が生じないよう配慮するものとする。

（提供奨励金及び実費）

第 11 条　本法人は、登録成果有体物を他に提供することにより収入を得たときは、当該収入の範囲内でその作製者に対し、提供奨励金及びその作製に要した費用を支払うものとする。

２　前項の提供奨励金の支払は、職務発明における補

償金に関する細則第４条を準用する。この場合において、「補償金」とあるのは「提供奨励金」、「発明者」とあるのは「作製者」と読み替えるものとする。

（事務）

第12条　この規則の実施に関する事務は、研究協力部地域連携課において処理する。

（雑則）

第 13 条　この規則に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則

この規則は、平成 18 年５月 24 日から施行する。

様式１（第５条関係）

成 果 有 体 物 作 製 開 示 書

平成　　年　　月　　日

高知大学国際・地域連携センター長　　殿

所　属：
職　名：
氏　名：　　印

下記成果有体物について、高知大学成果有体物取扱規則第５条の規定に基づき報告します。

記

１．基礎情報

名　　称	
概　　要	
創作・取得者	所　属： 職　名： 氏　名： メール： ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：
	所　属： 職　名： 氏　名： メール： ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：
	所　属： 職　名： 氏　名： メール： ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：

注）創作・取得者の欄が不足する場合は、適宜用紙を追加すること

届出事由（○印）		学外より非営利目的の使用希望がある。	
		対象機関等	名　　称： 担当者名： ＴＥＬ： ＦＡＸ： メール：
		学外より営利目的の利用希望がある。	
		対象機関等	名　　称： 担当者名： ＴＥＬ： ＦＡＸ： メール：

２．関連情報

関連特許等出願	発明等の名称： 出　願　国： 出　願　日：平成　　年　　月　　日 出願番号：	
本成果有体物の創作・取得に使用した研究経費（　○　印　）		通常研究経費（平成１５年度以前は校費に相当するもの）
		共同研究経費
		受託研究経費
		寄附金
		補助金（名称：　　）
		その他（名称：　　）
本成果有体物の創作･取得に使用した設備、機器等	設備等の名称： 所有機関名： （関連する契約書等が存在する場合はその写しを添付）	
本成果有体物の創作・取得に使用した他機関の機密情報及び試料等	機密情報等の名称： 保有機関名： （研究材料提供契約等関連する契約書等が存在する場合はその写しを添付）	
その他特記事項**（創作･取得者としての権利の持分割合、その他の事情があれば記載をお願いします）**		

注）本成果有体物に関連する契約書等はすべてその写しを添付すること

制定理由

高知大学の教職員の研究・教育等により得られた成果有体物（知的財産権としていないもの）を社会へ還元することにより、地域貢献・産学連携を推進するため

国立大学法人高知大学規則第 13 号

高知大学学生交流規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年５月 26 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学学生交流規則の一部を改正する規則

高知大学学生交流規則（平成 16 年規則第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第２項中第２号を削り、第３号を第２号とする。

附　則

この規則は、平成 18 年５月 26 日から施行する。

改正理由

文部科学省高等教育局長通知（平成１６年５月２０日付文科高第１２８号）により、大学への入学志願者の出願書類のうち、健康診断書が削除されていることから、その趣旨に鑑み、外国の大学又は短期大学の学生についても同様の取扱いとする。

国立大学法人高知大学規則第 14 号

高知大学外国人留学生規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年６月 28 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学外国人留学生規則の一部を改正する規則

高知大学外国人留学生規則（平成 16 年規則第 141 号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

５　外国の大学との間の協定において、学長が相当と認める事由がある場合は、検定料、入学料及び授業料を徴収しないことができる。

附　則

この規則は、平成 18 年６月 28 日から施行する。

改正理由

外国人留学生の正規学生について、学長が相当の理由があると認めるときは、授業料等を免除できるよう改正するもの

国立大学法人高知大学規則第 15 号

高知大学評価本部規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年７月５日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学評価本部規則等の一部を改正する規則

（高知大学評価本部規則の一部改正）

第１条　高知大学評価本部規則（平成 16 年規則第 395 号）の一部を次のように改正する。

第７条中「評価情報課」を「評価広報課」に改める。

（高知大学人事委員会規則の一部改正）

第２条　高知大学人事委員会規則（平成 16 年規則第 400 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第５号中「等」を削る。

（高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則の一部改正）

第３条　高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則（平成 16 年規則第 401 号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第３号中「等」を削る。

第 12 条第１項第３号中「等」を削る。

（高知大学ハラスメント防止委員会規則の一部改正）

第４条　高知大学ハラスメント防止委員会規則（平成 16 年規則第 402 号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第３号中「等」を削る。

（高知大学情報公開委員会規則の一部改正）

第５条　高知大学情報公開委員会規則（平成 16 年規則第 357 号）の一部を次のように改正する。

第８条中「総務企画課」を「評価広報課」に改める。

（高知大学保有個人情報管理委員会規則の一部改正）

第６条　高知大学保有個人情報管理委員会規則（平成 16 年規則第 436 号）の一部を次のように改正する。

第７条中「評価情報課」を「評価広報課」に改める。

（高知大学保有個人情報開示等委員会規則の一部改正）

第７条　高知大学保有個人情報開示等委員会規則（平成 16 年規則第 439 号）の一部を次のように改正する。

第８条中「総務企画課」を「評価広報課」に改める。

（高知大学環境保全委員会規則の一部改正）

第８条　高知大学環境保全委員会規則（平成 16 年規則第 356 号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第４号中「等」を削る。

（国立大学法人高知大学教員選考審査委員会規則の一部改正）

第９条　国立大学法人高知大学教員選考審査委員会規則（平成 17 年規則第 578 号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第５号中「等」を削る。

（国立大学法人高知大学事務組織規則の一部改正）

第 10 条　国立大学法人高知大学事務組織規則（平成 17 年規則第 560 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第８号を第９号とし、第２号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　学長事務総括本部付部長

第３条第 2 項中「評価情報課」を「評価広報課」に改める。

第５条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

第６条表中

「

総務企画課	総務グループ　大学改革･評価グループ　中期目標･計画グループ　広報グループ　情報調査グループ

」を

「

総務企画課	総務グループ　大学改革･推進グループ　中期目標･計画グループ

」に

「

評価情報課	情報基盤管理グループ　システム管理グループ　データ管理・提供グループ

」を

「

評価広報課	評価･文書管理グループ　広報グループ

」に

「

学術情報課	管理運営グループ　学術情報サービスグループ　分館サービスグループ

」を

「

学術情報課	管理運営グループ　情報グループ　学術情報サービスグループ　分館サービスグループ

」に

改める。

第 16 条第６号中「総合情報センター、総合教育センター、総合研究センター及び国際・地域連携センター」を「総合教育センター、総合研究センター、国際・地域連携センター及び総合情報センター（図書館）」に改める。

第 16 条第７号中「等」を削る。

第 17 条中第 10 号、第 14 号から第 23 号及び第 25 号を削り、第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条を第 12 条とし、第 24 号を第 13 号とし、第 26 号を第 14 号とし、第 27 号を第 15 号とする。

第 19 条各号列記以外の部分中（見出しを含む。）「評価情報課」を「評価広報課」に改め、各号列記の部分を次のように改める。

(1)　自己点検・自己評価に関すること。
(2)　外部評価に関すること。
(3)　評価本部の事務に関すること。
(4)　広報の企画及び実施に関すること。
(5)　全学的事項に係る広報物の作成に関すること。
(6)　学報、大学概要及び大学案内の発行に関すること。
(7)　本学の公式ホームページに関すること。
(8)　学内の諸催事等情報収集と提供に関すること。
(9)　報道機関等に対する広報活動・渉外に関すること。
(10)　独立行政法人等の保有する情報の公開に関

する法律に基づく情報公開に関すること。
(11) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報の保護に関すること。
(12) 法人文書ファイル管理簿に関すること。
(13) 公文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
(14) マスメディアからの情報収集・整理に関すること。
(15) 所掌事務に係る調査、統計及び報告に関すること。

第 23 条中第８号を削り、第９号を第８号とし、第 10 号から第 15 号までを１号ずつ繰り上げる。

第 24 条中第 12 号を第 18 号とし、第 11 号を第 17 号とし、第 10 号の次に次の６号を加える。
(11) 情報処理及び情報化推進の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(12) 情報化推進に係る企画・立案に関すること。
(13) 情報処理及び情報化推進に関する共通の情報の提供に関すること。
(14) 学内ネットワークに関すること。
(15) 事務情報化に関すること。
(16) 事務用電子計算機器の管理及び運用に関すること。

第26条中第16号を削り、第17号を第16号とし、第 18 号から第 27 号までを１号ずつ繰り上げる。

第27条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第 13 号から第 15 号までを１号ずつ繰り上げる。

第 28 条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を第７号とする。

第 29 条第 22 号中「外国人教師及び」を削る。

第 34 条各号列記以外の部分中「遺伝子実験施設」を「物部地区における総合研究センター」に、「センター等」を「センター」に改め、同条第１号から第３号中「等」を削る。

第 35 条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

（国立大学法人高知大学文書管理規則の一部改正）

第 11 条　国立大学法人高知大学文書管理規則（平成 16 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「附属図書館、各」を削る。

附則第２項各号列記以外の部分中「附属図書館医学部分館」を「総合情報センター（図書館）医学部分館」に改め、同項第１号中「、附属動物実験施設、附属実験実習機器センター」を削り、「、放射性同位元素研究センター、附属図書館医学部分館、アドミッションセンター」を「、総合情報センター（図書館）医学部分館」に改める。

（国立大学法人高知大学文書処理規則の一部改正）

第 12 条　国立大学法人高知大学文書処理規則（平成 16 年規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「附属図書館、各」を削る。

第５条第１項中「総務企画課」を「評価広報課」に改める。

第７条第１項中「総務企画課」を「評価広報課」に改める。

別表第１（第２条関係）表中

「

企画部	総務企画課 情報調査 G	総務企画課	情報調査 G
		広報室	
		人事課	総務・安全衛生 G
		安全衛生管理室	
		評価情報課	データ管理提供 G

」を

「

企画部	総務企画課 総務 G	総務企画課	総務 G
		人事課	総務・安全衛生 G
		安全衛生管理室	
		評価広報課	評価・文書管理 G

」に

「

総合教育センター		
アドミッションセンター	入試課	大学入試センターG
大学教育創造センター	学務課	総務 G
留学生センター	学生支援課留学室	留学支援 G
総合研究センター	研究協力課	研究支援 G
海洋生物教育研究センター		
遺伝子実験施設		
海洋コア総合研究センター		
国際・地域連携センター	地域連携課	産学官民連携支援 G
地域共同研究センター		
生涯学習教育研究センター		
留学生センター	学生支援課留学室	留学支援 G
総合情報センター（図書館）	学術情報課	管理運営 G
附属図書館		
学術情報処理センター		

」を

「

総合教育センター	学務課	総務 G
大学教育創造部門	学務課	総務 G
入試部門	入試課	大学入試センター試験 G
キャリア形成支援部門	学生支援課就職室	就職支援 G
修学・留学生支援部門	学生支援課留学室	留学支援 G
総合研究センター	研究協力課	研究支援 G
海洋部門		
生命・機能物質部門		
防災部門		
国際・地域連携センター	地域連携課	産学官民連携支援 G
生涯学習部門		
産学官民連携部門		
知的財産部門		
国際交流部門	研究協力課	国際交流支援 G
総合情報センター（図書館）	学術情報課	管理運営 G
図書部門		
情報部門		
海洋コア総合研究センター	研究協力課	研究支援 G

」に

改める。

別表第２（第６条関係）表中

「

企画部総務企画課	高　大　企総	第	号	
企画部総務企画課広報室	高　大　企広	第	号	
企画部人事課	高　大　企人	第	号	
企画部人事課安全衛生管理室				
企画部評価情報課	高　大　企評	第	号	

」を

「

企画部総務企画課	高　大　企総	第	号	
企画部人事課	高　大　企人	第	号	
企画部人事課安全衛生管理室				
企画部評価広報課	高　大　企評	第	号	

」に

「

総合教育センター	高　大　総教	第	号	
アドミッションセンター	高　大　ア	第	号	
大学教育創造センター	高　大　大教	第	号	
留学生センター	高　大　留セ	第	号	
総合研究センター	高　大　総研	第	号	
海洋生物教育研究センター	高　大　海	第	号	
遺伝子実験施設	高　大　遺	第	号	
海洋コア総合研究センター	高　大　海総	第	号	
国際・地域連携センター	高　大　国際	第	号	
地域共同研究センター	高　大　連携	第	号	
生涯学習教育研究センター	高　大　遺	第	号	
総合情報センター	高　大　海総	第	号	
附属図書館	高　大　国際	第	号	
学術情報センター	高　大　連携	第	号	

」を

「

総合教育センター	高　大　総教	第	号	
大学教育創造部門	高　大　大教	第	号	
入試部門	高　大　入試	第	号	
キャリア形成支援部門	高　大　形成	第	号	
修学・留学生支援部門	高　大　修留	第	号	
総合研究センター	高　大　総研	第	号	
海洋部門	高　大　海	第	号	
生命・機能物質部門	高　大　生機	第	号	
防災部門	高　大　防	第	号	
国際・地域連携センター	高　大　連携	第	号	
生涯学習部門	高　大　生学	第	号	
産学官民連携部門	高　大　産学	第	号	
知的財産部門	高　大　知財	第	号	
国際交流部門	高　大　国交	第	号	
総合情報センター（図書館）	高　大　総情	第	号	

図書部門	高　大　図　第　号
情報部門	高　大　情報　第　号
海洋コア総合研究センター	高　大　海総　第　号

」に

改める。

別表第３（第 11 条関係）名義者表３事務局以外の部局等の関係事項表中

「

附属図書館	1　法令等に基づき学長の権限に属せしめられた事項の処理について、学長への協議、申請及び報告等に関するもの 2　予算及び事業報告に関する事項のうち、重要なもの 3　内規の規定、附属図書館の内部に対する告示等に関するもの 4　附属図書館の重要な会議に関するもの 5　附属図書館の運営に関する重要なもの 6　他の大学の附属図書館等との照会文書及び回答文書に関するもの 7　前各号に掲げる事項のほか、附属図書館長又は附属図書館の名義を用いることが適当と認められるもの	附属図書館長 附属図書館
附属図書館の分館	1　当該分館の一般的な事務処理に関するもの 2　前号に掲げる事項のほか、分館長又は分館の名義を用いることが適当と認められるもの	附属図書館医学部分館長 附属図書館医学部分館 附属図書館農学部分館長 附属図書館農学部分館
学内共同教育研究施設	1　法令等に基づき学長の権限に属せしめられた事項の処理について、学長への協議、申請及び報告等に関するもの 2　予算及び事業報告に関する事項のうち、重要なもの 3　内規の規定、当該施設の内部に対する告示等に関するもの 4　当該施設の重要な会議に関するもの 5　当該施設の運営に関する重要なもの 6　他の大学の関係施設等との照会文書及び回答文書に関するもの 7　前各号に掲げる事項のほか、当該施設の一般的な事務処理に関するもの	各学内共同教育研究施設の長

」を

「

総合情報センター（図書館）図書部門	1　法令等に基づき学長の権限に属せしめられた事項の処理について、学長への協議、申請及び報告等に関するもの 2　予算及び事業報告に関する事項のうち、重要なもの 3　内規の規定、総合情報センター（図書館）図書部門の内部に対する告示等に関するもの 4　総合情報センター（図書館）図書部門の重要な会議に関するもの 5　総合情報センター（図書館）図書部門の運営に関する重要なもの 6　他の大学の附属図書館等との照会文書及び回答文書に関するもの 7　前各号に掲げる事項のほか、総合情報センター（図書館）図書部門又は総合情報センター（図書館）図書部門の名義を用いることが適当と認められるもの	総合情報センター（図書館）図書部門長 総合情報センター（図書館）図書部門
総合情報センター（図書館）医学部分館 総合情報センター（図書館）農学部分館	1　当該分館の一般的な事務処理に関するもの 2　前号に掲げる事項のほか、分館長又は分館の名義を用いることが適当と認められるもの	総合情報センター（図書館）医学部分館長 総合情報センター（図書館）医学部分館 総合情報センター（図書館）農学部分館長 総合情報センター（図書館）農学部分館
学内共同教育研究施設	1　法令等に基づき学長の権限に属せしめられた事項の処理について、学長への協議、申請及び報告等に関するもの 2　予算及び事業報告に関する事項のうち、重要なもの 3　内規の規定、当該施設の内部に対する告示等に関するもの 4　当該施設の重要な会議に関するもの 5　当該施設の運営に関する重要なもの 6　他の大学の関係施設等との照会文書及び回答文書に関するもの 7　前各号に掲げる事項のほか、当該施設の一般的な事務処理に関するもの	学内共同教育研究施設の長

」に改める。

別表第５（第18条関係）代理決裁者表２　事務局以外の部局等の関係表中

「

附属図書館長	研究協力部長
総合教育センター長	学務部長
アドミッションセンター長	
大学教育創造センター長	
留学生センター長	

総合研究センター長	研究協力課長
海洋生物教育研究センター長	
遺伝子実験施設長	
海洋コア総合研究センター長	
国際・地域連携センター長	地域連携課長
地域共同研究センター長	
生涯学習教育研究センター長	
総合情報センター長	評価情報課長
学術情報処理センター長	

」を

「

総合教育センター長	学務部長
大学教育創造部門長	
入試部門長	
キャリア形成支援部門長	
修学・留学生支援部門長	
総合研究センター長	研究協力課長
海洋部門長	
生命・機能物質部門長	
防災部門長	
国際・地域連携センター長	地域連携課長
生涯学習部門長	
産学官民連携部門長	
知的財産部門長	
国際交流部門長	研究協力課長
総合情報センター（図書館）長	学術情報課長
図書部門長	
情報部門長	
海洋コア総合研究センター長	研究協力課長

」に

改める。

（国立大学法人高知大学公印規則の一部改正）

第 13 条　国立大学法人高知大学公印規則（平成 16 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「附属図書館、各」を削る。

別表第１（第３条、第７条関係）表中

「

国立大学法人高知大学の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
国立大学法人高知大学学長選考会議の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」を

「

国立大学法人高知大学の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
国立大学法人高知大学学長選考会議の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」に、

「

高知大学大学院の印	28	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」を

「

高知大学大学院の印	28	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」に

改め、

「

高知大学附属図書館の印	28	学術情報課長	管理運営ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学附属図書館医学部分館の印	25	学術情報課長	分館ｻｰﾋﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学附属図書館農学部分館の印	25	学術情報課長	分館ｻｰﾋﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」を

削り、

「

高知大学医学部附属動物実験施設の印	25	附属動物実験施設長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学医学部附属実験実習機器センターの印	25	附属実験実習機器ｾﾝﾀｰ長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センターの印	25	附属暖地ﾌｨｰﾙﾄﾞｻｲｴﾝｽ教育研究ｾﾝﾀｰ長	附属暖地ﾌｨｰﾙﾄﾞｻｲｴﾝｽ教育研究ｾﾝﾀｰｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学海洋生物教育研究センターの印	25	研究協力課長	研究支援グループ専門職員
高知大学遺伝子実験施設の印	25	研究協力課長	研究支援グループ専門職員
高知大学地域共同研究センターの印	25	地域連携課長	産学官民連携支援グループ専門職員
高知大学生涯学習教育研究センターの印	25	地域連携課長	産学官民連携支援グループ専門職員
高知大学学術情報処理センターの印	25	学術情報課長	管理運営グループ専門職員
高知大学学術情報処理センター農学部分室の印	25	学術情報課長	分館ｻｰﾋﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学アドミッションセンターの印	25	入試課長	大学入試センター試験グループ専門職員
高知大学留学生センターの印	25	学生支援課長	留学支援グループ専門職員
高知大学大学教育創造センターの印	25	学務課長	総務グループ専門職員

」を

「

高知大学農学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センターの印	25	附属暖地ﾌｨｰﾙﾄﾞｻｲｴﾝｽ教育研究ｾﾝﾀｰ長	附属暖地ﾌｨｰﾙﾄﾞｻｲｴﾝｽ教育研究ｾﾝﾀｰｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」に、

「

高知大学総合情報センター（図書館）の印	25	学術情報課長	管理運営ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」を

「

高知大学総合情報センター（図書館）の印	25	学術情報課長	管理運営ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学総合情報センター（図書館）医学部分館の印	23	学術情報課長	分館サービスグループ専門職員
高知大学総合情報センター（図書館）農学部分館の印	23	学術情報課長	分館サービスグループ専門職員

」に

改める。

別表第２（第３条、第７条関係）表中

「

国立大学法人高知大学長の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
国立大学法人高知大学理事の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
国立大学法人高知大学監事の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
国立大学法人高知大学学長選考会議議長の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学長の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」を

「

国立大学法人高知大学長の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
国立大学法人高知大学理事の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
国立大学法人高知大学監事の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
国立大学法人高知大学学長選考会議議長の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学長の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」に

改め、

「

高知大学附属図書館長の印	30	学術情報課長	管理運営ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学附属図書館医学部分館長の印	23	学術情報課長	分館ｻｰﾋﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学附属図書館農学部分館長の印	23	学術情報課長	分館ｻｰﾋﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」を

削り、

「

高知大学医学部附属動物実験施設長の印	23	附属動物実験施設長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学医学部附属実験実習機器センター長の印	23	附属実験実習機器センター長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」を

削り、

「

高知大学事務局長の印	30	総務企画課長	情報調査グループ専門職員

」を

「

高知大学事務局長の印	30	総務企画課長	総務グループ専門職員

」に、

「

高知大学企画部長の印	23	総務企画課長	情報調査グループ専門職員
高知大学企画部総務企画課長の印	20	総務企画課長	情報調査グループ専門職員

」を

「

高知大学企画部長の印	23	総務企画課長	総務グループ専門職員
高知大学企画部総務企画課長の印	20	総務企画課長	総務グループ専門職員

」に、

「

高知大学企画部評価情報課長の印	20	評価情報課長	情報基盤管理グループ専門職員

」を

「

高知大学企画部評価広報課長の印	20	評価広報課長	評価・文書管理グループ専門職員

」に

改め、

「

高知大学海洋生物教育研究センター長の印	23	研究協力課長	研究支援グループ専門職員
高知大学遺伝子実験施設長の印	23	研究協力課長	研究支援グループ専門職員
高知大学地域共同研究センター長の印	23	地域連携課長	産学官民連携支援グループ専門職員
高知大学生涯学習教育研究センター長の印	23	地域連携課長	産学官民連携支援グループ専門職員
高知大学学術情報処理センター長の印	23	学術情報課長	管理運営グループ専門職員
高知大学学術情報処理センター農学部分室長の印	20	学術情報課長	分館ｻｰﾋﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

高知大学アドミッションセンター長の印	23	入試課長	大学入試センター試験グループ専門職員
高知大学留学生センター長の印	23	学生支援課長	留学支援グループ専門職員
高知大学大学教育創造センター長の印	23	学務課長	総務グループ専門職員

」を

削り、

「

高知大学総合情報センター（図書館）長の印	23	学術情報課長	管理運営ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

」を

「

高知大学総合情報センター（図書館）長の印	23	学術情報課長	管理運営ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員
高知大学総合情報センター（図書館）医学部分館長の印	20	学術情報課長	分館サービスグループ専門職員
高知大学総合情報センター（図書館）農学部分館長の印	20	学術情報課長	分館サービスグループ専門職員

」に

改める。

別表第３（第３条、第７条関係）表中

「

国立大学法人高知大学長の印	30	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員	法人登記用
高知大学長の印	80	総務企画課長	情報調査ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員	学位記用

」を

「

国立大学法人高知大学長の印	30	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員	法人登記用
高知大学長の印	80	総務企画課長	総務ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員	学位記用

」に

改める。

（高知大学における旅行命令等を発する権限の委任に関する規則の一部改正）

第 14 条　高知大学における旅行命令等を発する権限の委任に関する規則（平成 16 年規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第２条中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則の一部改正）

第 15 条　国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則（平成 16 年規則第 435 号）の一部を次のように改正する。

第２条第５項中「附属図書館、各」を削る。

別紙様式（第 13 条関係）表中「企画部評価情報課→企画部総務企画課」を「研究協力部学術情報課→企画部評価広報課」に改める。

（国立大学法人高知大学の保有する個人情報の開示等に関する規則の一部改正）

第 16 条　国立大学法人高知大学の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成 16 年規則第 438 号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学学報発行規則の一部改正）

第 17 条　国立大学法人高知大学学報発行規則（平成 16 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第５条中「総務企画課」を「評価広報課」に改める。

（高知大学客員教授及び客員助教授選考規則の一部改正）

第 18 条　高知大学客員教授及び客員助教授選考規則（平成 16 年規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「センター等」を「センター」に改める。

（高知大学教授及び助教授（連携大学院）選考規則の一部改正）

第 19 条　高知大学教授及び助教授（連携大学院）選考規則（平成 16 年規則第 478 号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「センター等」を「センター」に改める。

（高知大学勤務時間管理員及び勤務時間管理員補助者の指名に関する規則の一部改正）

第 20 条　高知大学勤務時間管理員及び勤務時間管理員補助者の指名に関する規則（平成 16 年規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第２条関係）表中

「

		秘書課	秘書課長	秘書グループ専門職員	秘書課職員の勤務時間の管理に関すること。

」を

「

		秘書課	秘書課長	秘書グループ専門職員	秘書課職員の勤務時間の管理に関すること。 学長事務総括本部付部長を含む。

」に、

「

		評価情報課	評価情報課長	情報基盤管理グループ専門職員	評価情報課職員の勤務時間の管理に関すること。

」を

「

		評価広報課	評価広報課長	評価･文書管理グループ専門職員	評価広報課職員の勤務時間の管理に関すること。

」に、

「

海洋生物教育研究センター	センター長	研究協力課研究支援グループ専門職員	海洋生物教育研究センター職員の勤務時間の管理に関すること。
遺伝子実験施設	施設長	物部地区事務課総務グループ専門職員	遺伝子実験施設職員の勤務時間の管理に関すること。
地域共同研究センター	センター長	地域連携課産学官民連携支援グループ専門職員	地域共同研究センター職員の勤務時間の管理に関すること。

生涯学習教育研究センター	センター長	地域連携課産学官民連携支援グループ専門職員	生涯学習教育研究センター職員の勤務時間の管理に関すること。
学術情報処理センター	センター長	評価情報課情報基盤管理グループ専門職員	学術情報処理センター職員の勤務時間の管理に関すること。
アドミッションセンター	センター長	入試課大学入試センター試験グループ専門職員（岡豊地区）	アドミッションセンター職員の勤務時間の管理に関すること。
留学生センター	センター長	学生支援課課外・資格認定講習グループ専門職員	留学生センター職員の勤務時間の管理に関すること。
大学教育創造センター	センター長	学務課総務グループ専門職員	大学教育創造センター職員の勤務時間の管理に関すること。

」を

「

総合教育センター	センター長	学務課総務グループ専門職員	総合教育センター職員（朝倉事業場）の勤務時間管理に関すること。
		入試課大学入試センター試験グループ専門職員（岡豊地区）	総合教育センター職員(岡豊事業場)の勤務時間の管理に関すること。
総合研究センター	センター長	研究協力課研究支援グループ専門職員	総合研究センター職員（朝倉事業場・物部事業場）の勤務時間の管理に関すること。
		総務管理課人事グループ専門職員	総合研究センター職員(岡豊事業場)の勤務時間の管理に関すること。
国際・地域連携センター	センター長	地域連携課産学官民連携支援グループ専門職員	国際・地域連携センター職員の勤務時間の管理に関すること。
総合情報センター（図書館）	センター長	学術情報課管理運営グループ専門職員	総合情報センター職員の勤務時間の管理に関すること。

」に

改める。

別表第２（第３条関係）表中

「

海洋生物教育研究センター	研究協力課研究支援グループ専門職員	研究協力課宇佐地区配置職員	海洋生物教育研究センター職員の勤務時間の管理に関すること。

」を

「

総合研究センター	研究協力課研究支援グループ専門職員	研究協力課宇佐地区配置係員	総合研究センター職員の勤務時間の管理に関すること。

」に

改める。

（高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則の一部改正）

第 21 条　高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則（平成 16 年規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正）

第 22 条　国立大学法人高知大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成 16 年規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

第９条中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学の会計機関の使用する公印に関する規則の一部改正）

第 23 条　国立大学法人高知大学の会計機関の使用する公印に関する規則（平成 16 年規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

別表（第３条関係）中

「

研究協力部 　学術情報課	出納主任領収印	学術情報課 　管理運営グループ専門職員 　分館サービスグループ専門職員

」を

「

研究協力部 　学術情報課	出納主任領収印	学術情報課 　学術情報サービスグループ専門職員 　分館サービスグループ専門職員

」に

改める。

（国立大学法人高知大学債権管理事務取扱規則の一部改正）

第 24 条　国立大学法人高知大学債権管理事務取扱規則（平成 16 年規則第 84 号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第３条関係）の表中

「

刊行物売払代債権	文献複写	学術情報課長	申込みを受理したとき	第１号様式の１高知大学附属図書館文献複写規則第３条別紙様式	

」を

「

刊行物売払代債権	文献複写	学術情報課長	申込みを受理したとき	第１号様式の１高知大学総合情報センター（図書館）文献複写規則第３条別紙様式	

」に、

「

損害賠償金債権	契　約	財務課長 経営企画課長	損害賠償を命じたとき	第１号様式の１	
	財　産	財務課長			
	現金出納				
	物品管理	財務課長 経営企画課長			

」を

「

損害賠償金債権	契　約	財務課長 経営企画課長	損害賠償を命じたとき	第１号様式の１	
	財　産	財務課長			
	現金出納				
	物品管理	財務課長 経営企画課長			
上記に準ずる債権		当該事務を所掌する課長	事実の発生したとき	第１号様式の１	

」に

改める。

（国立大学法人高知大学会計監査実施規則の一部改正）

第 25 条　国立大学法人高知大学会計監査実施規則（平成 16 年規則第 85 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学毒物及び劇物管理規則の一部改正）

第 26 条　国立大学法人高知大学毒物及び劇物管理規則（平成 16 年規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学機種選定取扱要領の一部改正）

第 27 条　国立大学法人高知大学機種選定取扱要領（平成 16 年規則第 105 号）の一部を次のように改正する。

第２第１項中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要領の一部改正）

第 28 条　国立大学法人高知大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要領（平成 16 年規則第 106 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規則の一部改正）

第29条　国立大学法人高知大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規則（平成16年規則第108号）の一部を次のように改正する。

第２条中「附属図書館、各」を削る。

（国立大学法人高知大学における研究施設等の有効活用に関する規則の一部改正）

第30条　国立大学法人高知大学における研究施設等の有効活用に関する規則(平成16年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第３条中「附属図書館、各」を削る。

（高知大学教育学部附属教育実践総合センター長選考規則の一部改正）

第31条　高知大学教育学部附属教育実践総合センター長選考規則（平成16年規則第184号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「、附属図書館長」を削る。

（高知大学教育学部附属学校（園）長選考規則の一部改正）

第32条　高知大学教育学部附属学校（園）長選考規則（平成16年規則第185号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号中「、附属図書館長」を削る。

附　則

この規則は、平成18年７月５日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

改正理由

１　平成18年４月１日付けの学内共同教育研究施設の改編に伴い改正するもの
２　事務組織改編に伴い改正するもの
３　字句の修正

国立大学法人高知大学規則第16号

高知大学総合情報センター（図書館）利用規則を次のように定める。

平成18年７月５日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学総合情報センター（図書館）利用規則

目　次

第１章　総　則（第１条－第７条）
第２章　図書部門（第８条－第15条）
第３章　情報部門（第16条－第18条）
第４章　その他（第19条・第20条）
附　則

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この規則は、高知大学総合情報センター（図書館）規則第15条の規定に基づき、高知大学総合情報センター（図書館）（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の原則）

第２条　センターは、本学における学習・教育・研究支援、地域連携・国際交流に関するもののほか、大学運営の支援に利用されるものとする。

（利用者）

第３条　センターを利用することができる者(以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

(1)　本学の教職員及び学生
(2)　愛媛大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）の学生
(3)　利用を申し出て、センター長又は分館長（以下「センター長等」という。）に認められた学外者（図書部門に限る。）
(4)　その他センター長等が利用可と認めた者

２　利用者は、身分証明書若しくは学生証又はセンター長等が発行した許可証を携帯し、センター職員が求めたときは、提示しなければならない。

（利用日及び利用時間）

第４条　センターは、次の各号に掲げる日を除き、利用できるものとする。

(1)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(2)　本学創立記念日（10月１日）12月28日から翌年の１月４日まで。ただし、医学部分館においては12月29日から翌年の１月３日まで
(3)　医学部分館においては、前２号に定めるもののほか、日曜日
(4)　農学部分館における情報部門のサービスについては、第１号及び第２号のほか日曜日並びに高知大学学則第32条に規定する夏季及び学年末休業期間中の土曜日
(5)　センター長等が必要とした日（機械点検日、台風等風水害の危険等）

２　開館日における利用時間は、次のとおりとする。

曜日	利用時間		
	中央館	医学部分館	農学部分館
月曜日～金曜日	午前８時30分～ 午後９時	午前９時～ 午後８時	午前８時30分～ 午後８時
土曜日	午前９時 ～午後９時	午前９時～ 午後４時30分	午前10時～ 午後６時
日曜日	午前９時 ～午後９時		午前10時～ 午後６時

３　前項の規定にかかわらず、農学部分館における月曜日から金曜日までの情報部門の利用時間について、高知大学学則第32条に規定する夏季及び学年末休業期間等授業の行われない日は、午後５時までとする。

４　第１項の規定にかかわらず、医学部分館においては、次に掲げる利用者のうち所定の手続きを経た者については、開館時間外においても、利用することができる。

(1)　利用できる者

ア　本学の教職員、学生で特に願い出があった者

イ　その他分館長が特に許可した者

(2)　利用できる時間

ア　開館日の午後８時から翌日午前２時(ただし、土曜日は午後4時30分から翌日午前２時)

イ　閉館日の午前9時から翌日午前2時（ただし、12月29日から翌年の１月３日までを除く。）

(3)　開館時間外に利用できる範囲

ア　館内閲覧

イ　図書のＡＢＣ（自動貸出返却）装置による貸出・返却

ウ　端末による文献検索

５　前４項に定める利用日以外又は時間外に利用しようとする者は、あらかじめセンター長等の承認を受けなければならない。

６　センター長等は、必要と認めたときは、第１項から第４項の利用日又は利用時間を変更することができる。

（損害賠償）

第５条　利用者が、施設、設備及び備品を故意又は過失により、滅失又は毀損した場合は、本学の指示に従って速やかに修理し、あるいは本学の認定した額を賠償しなければならない。

（利用の取消し等）

第６条　利用者が、この規則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を与えたときは、センター長等は、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止することができる。

（経費の負担）

第７条　利用者は、当該利用に係る必要な経費を、別に定めるところにより、負担しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、センター長等が特に必要と認めたときは、利用に係る経費を免除することができる。

第２章　図書部門

（図書資料）

第８条　この規則において、図書資料とは、次のものをいう。

(1)　図書

(2)　逐次刊行物

(3)　視聴覚資料

(4)　電子情報資料

(5)　その他の資料

（館内閲覧）

第９条　図書資料(前条第４号を除く。)の閲覧は、必ず所定の閲覧室で行い、閲覧者は閉館時間までに図書資料を所定の場所に返却しなければならない。なお、試験期間中において閲覧室等が非常に混雑している場合等、教育研究に支障をきたすおそれがある場合には、センター長等は、閲覧利用を制限することができる。

（閲覧の制限）

第10条　次の各号に掲げる場合においては閲覧を制限することができる。

(1)　図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)（以下「情報公開法」という。)第５条第１号、第２号及び第４号イに掲げる情報(個人情報に係る部分等)が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分

(2)　図書の全部又は一部を一定の期間、公にしない

ことを条件に個人又は情報公開法第５条第２号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間

(3)　図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又はセンターにおいて当該原本が現に使用されている場合

（館外貸出）

第11条　利用者は、次の各号に掲げるものを除き、学生証又は図書館利用票を提出し、手続きを経た後、図書資料の館外貸出しを受けることができる。

(1)　参考図書

(2)　貴重図書

(3)　視聴覚資料

(4)　その他センター長等の指定した図書資料

２　図書の館外貸出しの冊数及び期間は、次のとおりとする。

	中央館・農学部分館		医学部分館	
	冊数	期間	冊数	期間
本学の教職員	10冊まで	２ヶ月以内	５冊まで	14日以内
本学学生、連合農学研究科の学生及び学外者	５冊まで	14日以内	５冊まで	14日以内

３　前項の規定にかかわらず、第３条第１項第３号に定める者については、本学の教職員及び学生の利用に支障がない場合に限り、館外貸出しを許可するものとする。

４　利用者は、貸出しを受けた図書を、転貸してはならない。

５　利用者は、貸出しを受けた図書を、貸出し期間中であってもセンター長等が返却を求めたときは、直ちに返却しなければならない。

６　第１項各号に掲げる図書資料の貸出しは行わない。ただし、センター長等の許可が得られた場合は、この限りではない。

７　センター長等は、貸出期間を超過しても貸出資料を返却しない利用者については、早急に返却するよう氏名を館内等に掲示し督促する。また、貸出期間を超過した利用者については、一定期間貸出を停止するものとする。

（研究室等備付資料）

第12条　研究室等備付資料に関し必要な事項は、別に定める。

（文献複写）

第13条　本学の教職員及び学生等は、教育研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、第８条第１号及び第２号の複写を依頼することができる。

２　前項の複写に関して必要な事項は、別に定める。

（参考調査）

第14条　本学の教職員及び学生等は、教育研究又は学習のための文献調査及び情報の提供を依頼することができる。

（相互協力）

第15条　本学の教職員及び学生等は、教育研究又は学習のために必要なときは、他大学又はその他の機関の図書館及び図書の利用について斡旋を依頼することができる。

第３章　情報部門

（利用の承認）

第16条　情報部門のサービスを利用しようとする者は、所定の申請書をセンター長等に提出し、その承認を受けなければならない。

２　センター長等は、前項の承認をしたときは、利用者ＩＤを明示して、申請者に通知するものとする。

３　前項の利用者ＩＤの有効期間は、本学に在職又は在学中とする。

（利用の制限）

第17条　利用者は、利用者ＩＤを目的以外のために利用し、又は他人に使用させてはならない。

（成果の公表）

第18条　利用者は、センターを利用して行った研究の成果を論文等により公表するときは、原則として当該論文等にセンターを利用した旨を明記するものとする。

２　利用者は、前項の公表された論文等を、センターに送付するものとする。

第４章　その他

（雑則）

第19条　センターの利用に供するため、図書資料の目

録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第20条　この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則

この規則は、平成18年７月５日から施行し、平成18年４月１日から適用する。

制定理由

附属図書館及び学術情報処理センターが、学内共同教育研究施設（総合情報センター（図書館））に統合されたため。

国立大学法人高知大学規則第 17 号

高知大学企画戦略機構規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年７月 12 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学企画戦略機構規則等の一部を改正する規則

（高知大学企画戦略機構規則の一部改正）

第１条　高知大学企画戦略機構規則（平成 16 年規則第 392 号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項各号列記の部分を次のように改める。

(1)　総合教育センター

(2)　総合研究センター

(3)　国際・地域連携センター

(4)　総合情報センター（図書館）

(5)　海洋コア総合研究センター

(6)　保健管理センター

（高知大学センター等連合教授会規則の一部改正）

第２条　高知大学センター等連合教授会規則（平成 16 年規則第 399 号）の一部を次のように改正する。

題名中「等」を削る。

第１条中「等」を削る。

第２条第１項中「、附属図書館並びに保健管理センター（以下「センター等」という。）の所属長及び」を「及び保健管理センター（以下「センター」という。）のセンター長及び所長並びに」に改める。

第３条各号列記の部分中「等」を削る。

（高知大学大学院教務委員会規則の一部改正）

第３条　高知大学大学院教務委員会規則（平成 16 年規則第 334 号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

(4)　総合教育センター長

（高知大学教務・専門教育委員会規則の一部改正）

第４条　高知大学教務・専門教育委員会規則（平成 16 年規則第 335 号）の一部を次のように改正する。

第２条中第 12 号を第 13 号とし、第８号から第 11 号までを１号ずつ繰り下げ、第７号の次に次の１号を加える。

(8)　社会協働教育に関すること。

第３条中第３号を次のように改める。

(3)　総合教育センター大学教育創造部門長

第３条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6)　社会協働教育委員会委員長

第７条第１項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　社会協働教育に関する事項を審議するため、高知大学社会協働教育委員会を置く。

（高知大学情報教育委員会規則の一部改正）

第５条　高知大学情報教育委員会規則（平成 16 年規則第 337 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号を次のように改める。

(2)　総合教育センター大学教育創造部門専任教員　１人

第３条第１項第５号を次のように改める。

(5)　総合情報センター（図書館）情報部門専任教員　１人

（高知大学インターンシップ委員会規則の一部改正）

第６条　高知大学インターンシップ委員会規則（平成 16 年規則第 338 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第８条中「学務課」を「学生支援課」に改める。

（CBI 授業システム協働開発委員会規則の一部改正）

第７条　CBI 授業システム協働開発委員会規則（平成 16 年規則第 407 号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第５号を次のように改める。

(5)　総合教育センター大学教育創造部門長

（高知大学身体障害学生支援委員会規則の一部改正）

第８条　高知大学身体障害学生支援委員会規則（平成 16 年規則第 363 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号を次のように改める。

(2)　総合情報センター（図書館）図書部門長

（高知大学就職委員会規則の一部改正）

第９条　高知大学就職委員会規則（平成 16 年規則第 340 号）の一部を次のように改正する。

第３条中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　総合教育センターキャリア形成支援部門長

（高知大学留学生委員会規則の一部改正）

第 10 条　高知大学留学生委員会規則（平成 16 年規則第 341 号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号及び第５号を次のように改める。

(4)　総合教育センター修学・留学生支援部門長

(5)　総合教育センター修学・留学生支援部門専任教員　若干人

（高知大学全学入学試験委員会規則の一部改正）

第 11 条　高知大学全学入学試験委員会規則（平成 16 年規則第 343 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第５号を次のように改める。

(5)　総合教育センター入試部門長

（高知大学入試企画実施機構規則の一部改正）

第 12 条　高知大学入試企画実施機構規則（平成 16 年規則第 344 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を第６号とし、第３号を次のように改める。

(3)　総合教育センター入試部門長

第３条第２項を削る。

（国立大学法人高知大学における規則等の取扱基準に関する規則の一部改正）

第 13 条　国立大学法人高知大学における規則等の取扱基準に関する規則（平成 16 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「、附属図書館長、医学部附属病院長、各学内共同教育研究施設長」を「、医学部附属病院長、学内共同教育研究施設の長」に改める。

（高知大学情報公開に関する規則の一部改正）

第 14 条　高知大学情報公開に関する規則（平成 16 年規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「附属図書館、各」を削る。

附則第２項中「、附属動物実験施設、附属実験実習機器センター」を削り、「、放射性同位元素研究センター、附属図書館医学部分館、アドミッションセンター」を「、総合情報センター（図書館）医学部分館」に改める。

（国立大学法人高知大学職員の採用等に関する規則の一部改正）

第 15 条　国立大学法人高知大学職員の採用等に関する規則（平成 16 年規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表３中

「

附属図書館長
共通教育主管

」を

「

共通教育主管

」に

「

知的財産本部長
評価本部長
保健管理センター所長
附属図書館医学部分館長
附属図書館農学部分館長
海洋生物教育研究センター長
地域共同研究センター長
遺伝子実験施設長
生涯学習教育研究センター長
学術情報処理センター長
留学生センター長
海洋コア総合研究センター長
海洋コア総合研究センター副センター長
大学教育創造センター長
アドミッションセンター長

」を

「

評価本部長
保健管理センター所長
総合教育センター長
総合研究センター長
国際・地域連携センター長
国際・地域連携センター岡豊分室長
国際・地域連携センター物部分室長
総合情報センター（図書館）長
総合情報センター（図書館）医学部分館長
総合情報センター（図書館）農学部分館長
海洋コア総合研究センター長
海洋コア総合研究センター副センター長

」に改める。

（国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則の一部改正）

第 16 条　国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則（平成 16 年規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表１（第２条第１号関係）表中

「

	附属動物実験施設 附属実験実習機器センター 附属医学情報センター			

」を

「

	附属医学情報センター			

」に

改める。

別表３（第２条第３号関係）表中

「

生涯学習教育研究センター	学長裁量プロジェクト	教授	2年	なし

」を

「

国際・地域連携センター	学長裁量プロジェクト	教授	2年	なし

」に

改める。

（国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第 17 条　国立大学法人高知大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（平成 17 年規則第 539 号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「生涯学習教育研究センター」を「国際・地域連携センター」に改める。

（高知大学医学部助手再任審査実施要項の一部改正）

第 18 条　高知大学医学部助手再任審査実施要項（平成 16 年規則第 391 号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項表中

「

附属動物実験施設 附属実験実習機器センター 附属医学情報センター	(1)　附属動物実験施設長、附属実験実習機器センター長、附属医学情報センター長 (2)　関連分野の教授　２人

」を

「

附属医学情報センター	(1)　附属医学情報センター長 (2)　関連分野の教授２人

」に

改める。

（高知大学国際交流基金規則の一部改正）

第 19 条　高知大学国際交流基金規則（平成 16 年規則第 420 号）の一部を次のように改正する。

第７条及び第 10 条中「高知大学国際交流委員会」を「高知大学国際交流推進委員会」に改める。

（高知大学国際交流基金規則施行細則の一部改正）

第 20 条　高知大学国際交流基金規則施行細則（平成 16 年規則第 421 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「高知大学国際交流委員会」を「高知大学国際交流推進委員会」に改める。

（高知大学発明規則の一部改正）

第 21 条　高知大学発明規則（平成 16 年規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の項番号を削り、同条第２号を次のように改める。

(2)　「職務発明」とは、次に掲げるものをいう。

イ　第４号に定める教職員が、本法人の研究経費（受託研究、共同研究、奨学寄附　　金、科学研究費等の補助金を含む。）の負担により行う研究等又は本法人が管理する施設、設備、装置（以下「施設等」という。）を利用して行う研究等に基づき、得られた発明等をいう。

ロ　イ以外で、教職員の職務から生じた発明等をいう。

第２条第２項各号列記以外の部分を削り、第１号を第３号とし、第２号を第４号とし、第３号を第５号とし、第４号を第６号とする。

第５条第１項中「高知大学知的財産本部規則に定める知的財産本部（以下「本部」という。）」を「高

知大学学則第 11 条に定める国際・地域連携センター（以下「センター」という。）」に改める。

第６条第２項中「本部」を「センター」に、「高知大学知的財産本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）」を「高知大学国際・地域連携センター規則（以下「センター規則」という。）に定める国際・地域連携推進委員会(以下「推進委員会」という。)」に改める。

第７条第１項及び第２項中「本部」を「センター」に改める。

第９条第１項中「高知大学知的財産本部規則第２条に定める知的財産本部長(以下「本部長」という。)」を「センター規則第７条に定める国際・地域連携センター長（以下「センター長」という。)」に改める。

第９条第３項中「本部長」を「センター長」に、「運営委員会」を「推進委員会」に改める。

第９条第４項中「本部長」を「センター長」に、「運営委員会」を「推進委員会」に改める。

第９条第７項中「運営委員会」を「推進委員会」に改める。

第 11 条中「知的財産本部」を「センター」に改める。

第 12 条中「本部が」を削る。

（高知大学技術移転規則の一部改正）

第 22 条　高知大学技術移転規則（平成 16 年規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「高知大学知的財産本部」を「高知大学国際・地域連携センター」に改める。

（高知大学利益相反マネージメント委員会規則の一部改正）

第 23 条　高知大学利益相反マネージメント委員会規則（平成 17 年規則第 503 号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号を次のように改める。

(4)　国際・地域連携センター長

（高知大学公開講座規則の一部改正）

第 24 条　高知大学公開講座規則（平成 16 年規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

第３条各号列記以外の部分中「高知大学生涯学習教育研究センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）」を「高知大学国際・地域連携推進委員会（以下「推進委員会」という。）」に改める。

第４条中「センター運営委員会」を「推進委員会」に改める。

第８条中「センター運営委員会」を「推進委員会」に改める。

（国立大学法人高知大学財産取扱規則の一部改正）

第 25 条　国立大学法人高知大学財産取扱規則（平成 16 年規則第 90 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「、海洋生物教育研究センター、遺伝子実験施設」を「、総合研究センター」に改める。

第４条第１項表中

「

海洋生物教育研究センター	海洋生物教育研究センター長	〃
遺伝子実験施設	遺伝子実験施設長	〃

」を

「

総合研究センター海洋生物研究教育施設	総合研究センター長	〃
総合研究センター遺伝子実験施設	総合研究センター長	〃

」に

改める。

第 10 条第３項中「国立大学法人高知大学防火管理規則第４条」を「国立大学法人高知大学防災管理規則第８条」に改める。

（国立大学法人高知大学防災管理規則の一部改正）

第 26 条　国立大学法人高知大学防災管理規則（平成 17 年規則第 558 号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項表中

「

宇佐地区災害対策本部	海洋生物教育研究センター長	宇佐地区の団地

」を

「

宇佐地区災害対策本部	総合研究センター長	宇佐地区の団地

」に

改める。

第５条第１項表中

「

宇佐地区	海洋生物教育研究センター長	研究協力課長

」を

「

宇佐地区	総合研究センター長	研究協力課長

」に

改める。

（国立大学法人高知大学実習施設等貸付規則の一部改正）

第 27 条　国立大学法人高知大学実習施設等貸付規則（平成 16 年規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

第１条中「海洋生物教育研究センター」を「総合研究センター海洋生物研究教育施設」に改める。

（国立大学法人高知大学宿舎事務取扱細則の一部改正）

第 28 条　国立大学法人高知大学宿舎事務取扱細則(平成 16 年規則第 99 号)の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「一般職員俸給表（一）の４級以上」を「一般職本給表（一）３級以上」に改める。

附則中「規則」を「細則」に改める。

（国立大学法人高知大学におけるモニターカメラ設置規則の一部改正）

第 29 条　国立大学法人高知大学におけるモニターカメラ設置規則（平成 16 年規則第 447 号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「、附属図書館、附属病院、各学内共同教育研究施設」を「、医学部附属病院、学内共同教育研究施設」に改める。

（高知大学学則の一部改正）

第 30 条　高知大学学則（平成 16 年規則第 133 号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「医学部附属動物実験施設」及び「医学部附属実験実習機器センター」を削る。

第９条を次のように改める。

第９条　削除

第 11 条を次のように改める。

（学内共同教育研究施設）

第 11 条　本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

総合教育センター

総合研究センター

国際・地域連携センター

総合情報センター（図書館）

２　学内共同教育研究施設に関する事項は、別に定める。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条　削除

第 23 条を次のように改める。

第 23 条　削除

第 25 条を次のように改める。

第 25 条　第 11 条第１項に規定する学内共同教育研究施設にそれぞれ長を置き、本学の教授又は助教授をもって充てる。

（高知大学 S・O・S に関する規則の一部改正）

第 31 条　高知大学 S・O・S に関する規則（平成 16 年規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

第６条中「大学教育創造センター」を「総合教育センター大学教育創造部門」に改める。

（高知大学外国人留学生規則の一部改正）

第 32 条　高知大学外国人留学生規則（平成 16 年規則第 141 号）の一部を次のように改正する。

第９条中「大学院学則」を「高知大学大学院学則」に改める。

（高知大学学生準則の一部改正）

第 33 条　高知大学学生準則(平成 16 年規則第 142 号)の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、附属図書館等」を「、総合情報センター（図書館）等」に改める。

（高知大学国際交流会館規則の一部改正）

第 34 条　高知大学国際交流会館規則（平成 16 年規則第 151 号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「留学生センター長」を「理事（教育担当）」に改める。

（高知大学共通教育の組織及び管理運営に関する規則の一部改正）

第 35 条　高知大学共通教育の組織及び管理運営に関する規則（平成 16 年規則第 159 号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第２号中「大学教育創造センター専任教員」を「総合教育センター大学教育創造部門専任教員」に改める。

第 14 条第１項第２号中「大学教育創造センター専任教員」を「総合教育センター大学教育創造部門専任教員」に改める。

（高知大学人文学部教授会規則の一部改正）
第 36 条　高知大学人文学部教授会規則（平成 16 年規則第 163 号）の一部を次のように改正する。
第４条第１項第７号中「、附属図書館長候補者、共通教育主管候補者」を削る。
（高知大学教育学部教授会規則の一部改正）
第 37 条　高知大学教育学部教授会規則（平成 16 年規則第 174 号）の一部を次のように改正する。
第４条第１項第７号中「、附属図書館長候補者、共通教育主管候補者」を削る。
（高知大学体育館使用規則の一部改正）
第 38 条　高知大学体育館使用規則（平成 16 年規則第 181 号）の一部を次のように改正する。
第９条第１項中「国有財産法その他関係法令等」を「国立大学法人高知大学財産管理規則その他関係規則等」に改め、同条第２項中「国有財産」を「資産」に改める。
（高知大学理学部教授会規則の一部改正）
第 39 条　高知大学理学部教授会規則（平成 16 年規則第 194 号）の一部を次のように改正する。
第４条第１項第７号中「、附属図書館長候補者、共通教育主管候補者」を削る。
（高知大学医学部情報医学委員会規則の一部改正）
第 40 条　高知大学医学部情報医学委員会規則（平成 16 年規則第 208 号）の一部を次のように改正する。
第３条第１項第３号を次のように改める。
(3)　総合情報センター（図書館）医学部分館長
（高知大学医学部動物実験委員会規則の一部改正）
第 41 条　高知大学医学部動物実験委員会規則（平成 16 年規則第 211 号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項中第２号を削り、第３号を次のように改め第２号とする。
(2)　総合研究センター生命・機能物質部門専任教員１人
第２条第１項第４号中「４人」を「５人」に改め同号を第３号とし、同項第５号を第４号とする。
第２条第２項及び第３項中「第４号及び第５号」を「第３号及び第４号」に改める。
第５条第１項中「第２条第１項第５号」を「第２条第１項第４号」に改める。
（高知大学医学部自己点検・評価委員会規則の一部改正）
第 42 条　高知大学医学部自己点検・評価委員会規則（平成 16 年規則第 212 号）の一部を次のように改正する。
第３条第１項第３号を次のように改める。
(3)　総合情報センター（図書館）医学部分館長
（高知大学医学部放射線安全委員会規則の一部改正）
第 43 条　高知大学医学部放射線安全委員会規則（平成 16 年規則第 214 号）の一部を次のように改正する。
第１条中「高知大学医学部放射線障害予防規則」を「高知大学医学部地区研究部門放射線障害予防規則」に改める。
第４条第１項第４号を次のように改める。
(4)　総合研究センター生命・機能物質部門の教員１人
第５条第１項中「前条第１項第１号及び第２号の者のうちから」を「委員の互選により」に改める。
（高知大学医学部動物実験指針の一部改正）
第 44 条　高知大学医学部動物実験指針（平成 16 年規則第 216 号）の一部を次のように改正する。
第３中「、設備を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制の整備、充実を図ることに努めるものとする」を「、設備の整備、充実について支援するものとする」に改める。
第５第２項中「動物実験施設」を「総合研究センター生命・機能物質部門専任教員」に改める。
第６第１項中「動物実験施設内」を「総合研究センター動物実験施設内」に改め、第６第２項中「動物実験施設外」を「総合研究センター動物実験施設外」に改める。
（高知大学医学部病原寄生体等安全管理規則の一部改正）
第 45 条　高知大学医学部病原寄生体等安全管理規則（平成 16 年規則第 218 号）の一部を次のように改正する。
第３条第３項第３号を次のように改める。
(3)　総合研究センター生命・機能物質部門の専任教員２人
（高知大学医学部計量管理規則の一部改正）
第 46 条　高知大学医学部計量管理規則（平成 16 年規則第 220 号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項中「実験実習機器センター第１共同機器室主任」を「医学部長」に改める。
第３条第２項中「本学」を「医学部」に改める。
（高知大学医学部教員選考内規の一部改正）
第 47 条　高知大学医学部教員選考内規（平成 16 年規則第 223 号）の一部を次のように改正する。
第４条第２項表中

「

附属動物実験施設 附属実験実習機器センター　附属医学情報センター	(1)　附属動物実験施設長、附属実験実習機器センター長、附属医学情報センター長 (2)　関連分野の教授　２人

」を

「

附属医学情報センター	(1)　附属医学情報センター長 (2)　関連分野の教授　２人

」に

改める。

第７条第１項中「(教授がいない場合は教授)、共同実験施設の長」を「(教授がいない場合は助教授)」に改める。

（高知大学医学部附属病院臨床研修・修練委員会規則の一部改正）

第 48 条　高知大学医学部附属病院臨床研修・修練委員会規則（平成 16 年規則第 261 号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「医員及び」を「医員（レジデント)、医員（指導医）及び」に改め、同条第４号中「その他医員」を「その他医員（レジデント)、医員（指導医）及び」に改める。

（高知大学医学部附属病院研修登録医受入規則の一部改正）

第 49 条　高知大学医学部附属病院研修登録医受入規則（平成 16 年規則第 262 号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項中「附属図書館医学部分館」を「総合情報センター（図書館）医学部分館」に改める。

（高知大学農学部教授会規則の一部改正）

第 50 条　高知大学農学部教授会規則（平成 16 年規則第 278 号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第７号中「、附属図書館長候補者、共通教育主管候補者」を削る。

（高知大学農学部教授会運営に関する細則の一部改正）

第 51 条　高知大学農学部教授会運営に関する細則(平成 16 年規則第 279 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号及び第２号を次のように改める。

(1)　総合研究センター海洋部門の農学関連分野教員

(2)　総合研究センター生命・機能物質部門の農学関連分野教員

第４条第２項第２号ア③を次のように改める。

③　学科長及び前学科長（該当者不在のときは、当該学科から選出された教授）

第４条第２項第３号中「定員」を「人員」に改め、同号ア④を次のように改める。

④　学科長及び前学科長（該当者不在のときは、当該学科から選出された教授）

第４条第２項第４号ア⑤中「１名」を「１人」に改め、⑥とし、同号ア中④を⑤とし、③を④とし、②を③とし、①の次に次のように加える。

②　副学部長(総務担当)が指名する教員　若干人

第４条第２項第５号を削り、同項第６号を第５号とし、第７号ア②及び③を次のように改め、同号ア④中「１名」を「１人」に改め、第６号とする。

②　副学部長（学務担当）が必要に応じて指名する教員

③　各学科から選出された教員５人

第４条第２項第８号を第７号とし、第７号の次に次の１号を加える。

(8)　教授会は、上記委員会以外に必要に応じて教授会規則第７条に規定する委員会を設置する。委員会の名称、業務内容及び委員構成等については、その都度定める。

第４条第３項中「定員」を「人員」に改め、「、図書委員会」を削る。

（高知大学附属図書館文献複写規則の一部改正）

第 52 条　高知大学附属図書館文献複写規則（平成 16 年規則第 305 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知大学総合情報センター（図書館）文献複写規則

第１条中「高知大学附属図書館利用規則第 10 条第２項の規定に基づき、高知大学附属図書館（分館を含む。以下「図書館」という。)」を「高知大学総合情報センター（図書館）利用規則第 13 条第２項の規定に基づき、高知大学総合情報センター（図書館）（分館を含む。)」に改める。

第３条中「附属図書館長」を「総合情報センター長」に改める。

（高知大学大学院学則の一部改正）

第 53 条　高知大学大学院学則（平成 16 年規則第 310 号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「(遺伝子実験施設を含む。)」を「(総合研究センター物部地区配置教員を含む。)」に改める。

附　則

この規則は、平成 18 年７月 12 日から施行し、平成 18 年４月１日から適用する。

改正理由

１　平成 18 年４月１日付けの学内共同教育研究施設の改編に伴い改正するもの

２　字句の修正

国立大学法人高知大学規則第 18 号

高知大学総合教育センター規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年７月 12 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学総合教育センター規則等の一部を改正する規則

（高知大学総合教育センター規則の一部改正）

第１条　高知大学総合教育センター規則（平成 16 年規則第 575 号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中第４号を削り、第５号を第４号とし、同条第２項中「高知大学センター等連合教授会の審議を経て、」を「欠員補充の可否を学長に協議したうえで、高知大学センター連合教授会の審議を経て、」に改める。

（高知大学総合研究センター規則の一部改正）

第２条　高知大学総合研究センター規則（平成 16 年規則第 603 号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「欠員補充の可否を学長に協議する」を「欠員補充の可否を学長に協議したうえで、高知大学センター連合教授会の審議を経て、センター長の推薦による複数名の候補者の中から、学長が任命する」に改める。

（高知大学国際・地域連携センター規則の一部改正）

第３条　高知大学国際・地域連携センター規則（平成 16 年規則第 525 号)の一部を次のように改正する。

第６条第１項中第５号を削り、第６号を第５号とし、同条第２項中「高知大学センター等連合教授会（以下、「連合教授会」という。）の審議を経て、」を「欠員補充の可否を学長に協議したうえで、高知大学センター連合教授会（以下「連合教授会」という。）の審議を経て、」に改める。

（高知大学総合情報センター（図書館）規則の一部改正）

第４条　高知大学総合情報センター（図書館）規則（平成 17 年規則第 532 号）の一部を次のように改正する。

第４条中第５号を削り、第６号を第５号とする。

第７条第２項中「高知大学センター等連合教授会の審議を経て、」を「欠員補充の可否を学長に協議したうえで、高知大学センター連合教授会の審議を経て、」に改める。

第９条第３項第５号中「企画部長、」を削り、同項第６号を削り、第７号を第６号とする。

第 10 条第３項中「任命」を「指名」に改める。

第 14 条中「評価情報課及び」を削る。

附　則

この規則は、平成 18 年７月 12 日から施行し、平成 18 年４月１日から適用する。

改正理由

１　第 14 回センター等連合教授会（平成 18 年３月 15 日開催）の承認に基づき、センターの専任教員の選考方法を改正するもの

２　字句の修正

国立大学法人高知大学規則第 19 号

高知大学スペース・コラボレーション・システム事業推進委員会規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成 18 年７月 12 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学スペース・コラボレーション・システム事業推進委員会規則等を廃止する規則

（高知大学スペース・コラボレーション・システム事業推進委員会規則の廃止）

第１条　高知大学スペース・コラボレーション・システム事業推進委員会規則（平成 16 年規則第 353 号）は、廃止する。

（高知大学大学教育開発委員会規則の廃止）

第２条　高知大学大学教育開発委員会規則（平成 16 年規則第 342 号）は、廃止する。

（高知大学入学者選抜方法研究専門委員会規則の廃止）

第３条　高知大学入学者選抜方法研究専門委員会規則（平成 16 年規則第 345 号）は、廃止する。

（高知大学知的財産本部規則の廃止）

第４条　高知大学知的財産本部規則（平成 16 年規則第 71 号）は、廃止する。

（高知大学知的財産本部運営委員会規則の廃止）

第５条　高知大学知的財産本部運営委員会規則（平成 16 年規則第 72 号）は、廃止する。

（高知大学医学部附属動物実験施設長選考基準の廃止）

第６条　高知大学医学部附属動物実験施設長選考基準（平成 16 年規則第 224 号）は、廃止する。

（高知大学医学部附属実験実習機器センター長選考基準の廃止）

第７条　高知大学医学部附属実験実習機器センター長選考基準（平成 16 年規則第 225 号）は、廃止する。

（高知大学医学部附属動物実験施設規則の廃止）

第８条　高知大学医学部附属動物実験施設規則（平成 16 年規則第 233 号）は、廃止する。

（高知大学医学部附属実験実習機器センター規則の廃止）

第９条　高知大学医学部附属実験実習機器センター規則（平成 16 年規則第 234 号）は、廃止する。

（高知大学医学部放射性同位元素研究センター運営委員会規則の廃止）

第 10 条　高知大学医学部放射性同位元素研究センター運営委員会規則（平成 16 年規則第 235 号）は、廃止する。

（高知大学附属図書館規則の廃止）

第 11 条　高知大学附属図書館規則（平成 16 年規則第 299 号）は、廃止する。

（高知大学附属図書館運営委員会規則の廃止）

第 12 条　高知大学附属図書館運営委員会規則（平成 16 年規則第 300 号）は、廃止する。

（高知大学附属図書館医学部分館運営委員会規則の廃止）

第 13 条　高知大学附属図書館医学部分館運営委員会規則（平成 16 年規則第 301 号）は、廃止する。

（高知大学附属図書館利用規則の廃止）

第 14 条　高知大学附属図書館利用規則（平成 16 年規則第 304 号）は、廃止する。

（高知大学海洋生物教育研究センター規則の廃止）

第 15 条　高知大学海洋生物教育研究センター規則(平成 16 年規則第 358 号）は、廃止する。

（高知大学遺伝子実験施設規則の廃止）

第 16 条　高知大学遺伝子実験施設規則（平成 16 年規則第 359 号）は、廃止する。

（高知大学地域共同研究センター規則の廃止）

第 17 条　高知大学地域共同研究センター規則（平成 16 年規則第 360 号）は、廃止する。

（高知大学生涯学習教育研究センター規則の廃止）

第 18 条　高知大学生涯学習教育研究センター規則(平成 16 年規則第 361 号）は、廃止する。

（高知大学学術情報処理センター規則の廃止）

第 19 条　高知大学学術情報処理センター規則（平成 16 年規則第 362 号）は、廃止する。

（高知大学留学生センター規則の廃止）

第 20 条　高知大学留学生センター規則（平成 16 年規則第 347 号）は、廃止する。

（高知大学大学教育創造センター規則の廃止）

第 21 条　高知大学大学教育創造センター規則（平成 16 年規則第 348 号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成18年７月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

廃止理由

平成 18 年４月１日付けの学内共同教育研究施設等の４センター化に伴う関係規則の廃止

国立大学法人高知大学規則第 20 号

高知大学総合研究センター運営戦略室規則を次のように定める。

平成 18 年６月 15 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学総合研究センター運営戦略室規則

（趣旨）

第１条　この規則は、高知大学総合研究センター（以下「センター」という。）規則第 11 条の規定に基づき、センター運営戦略室（以下「運営戦略室」という。）の業務及び運営に関し必要な事項を定める。

（業務）

第２条　運営戦略室は、次の業務を行う。

(1)　企画・戦略及び運営・評価に関すること。

(2)　中期目標、中期計画及び年度計画に関すること。
(3)　予算・決算に関すること。
(4)　職員の人事に関すること。
(5)　規則の制定・改廃に関すること。
(6)　その他センターに関する重要な事項に関すること。

（運営戦略室会議）
第３条　運営戦略室に、運営戦略室会議を置く。
２　運営戦略室会議は、センター規則第３条第２項に掲げる者をもって組織する。
３　運営戦略室会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
４　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
５　議長が必要と認めたときは、運営戦略室会議に第２項以外の者を出席させることができる。

（事務）
第４条　運営戦略室の事務は、研究協力部研究協力課において処理する。

（雑則）
第５条　この規則に定めるもののほか、運営戦略室の運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附　則
この規則は、平成18年6月15日から施行する。

制定理由

高知大学総合研究センター規則第 11 条の規定に基づき、センター運営戦略室の業務及び運営に関し必要な事項を定めるもの

国立大学法人高知大学規則第 22 号

高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年７月 26 日

国立大学法人高知大学長　相 良 祐 輔

高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則の一部を改正する規則

高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則（平成 16 年規則第 401 号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

６　幹事長が必要と認めたときは、幹事会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

附　則
この規則は、平成 18 年７月 26 日から施行する。

改正理由

幹事会委員のみでは対処できない案件の場合に、専門分野の職員の意見を聴取できるよう改正するもの。

国立大学法人高知大学規則第 23 号

高知大学国際交流基金管理委員会規則を次のように定める。

平成 18 年７月 26 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学国際交流基金管理委員会規則

（趣旨）
第１条　この規則は、高知大学国際交流基金規則（以下「規則」という。）第７条第２項の規定に基づき、高知大学国際交流基金管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第２条　委員会は、本学における国際交流基金の管理運用に関する基本計画を策定するとともに国際交流事業を実施する。

（審議事項）
第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1)　国際交流基金の管理運用に関すること。
(2)　規則第５条に規定する事業の実施に関すること。
(3)　その他国際交流基金に関すること。

（組織）
第４条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)　理事（財務担当）
(2)　理事（地域（社会）連携担当）
(3)　国際・地域連携センター長
(4)　総合教育センター長
(5)　総合研究センター長
(6)　財務部長
(7)　その他委員長が必要と認めた者

（委員長）
第５条　委員会に委員長を置き、理事（財務担当）を

もって充てる。
２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
（議事）
第６条　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ議事を開くことができない。
２　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（委員以外の出席）
第７条　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（事務）
第８条　委員会の事務は、財務部財務課及び研究協力部地域連携課において処理する。
（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
附　則
この規則は、平成 18 年７月 26 日から施行する。

改正理由

国際交流基金を、最大限に有効活用し、厳正な運用・管理とともに、透明性を確保するため制定するもの。

国立大学法人高知大学規則第 24 号

高知大学国際交流基金規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年７月 26 日

国立大学法人高知大学長　相 良 祐 輔

高知大学国際交流基金規則の一部を改正する規則

高知大学国際交流基金規則（平成 16 年規則第 420 号）の一部を次のように改正する。

第７条中「高知大学国際交流推進委員会」を「高知大学国際交流基金管理委員会」に改め、本則を第１項とし、本則に次の１項を加える。

２　高知大学国際交流基金管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第９条を削り、第 10 条中「高知大学国際交流推進委員会」を「高知大学国際交流基金管理委員会」に改め、同条を第９条とする。

附　則

この規則は、平成18年７月26日から施行する。

改正理由

高知大学国際交流基金管理委員会の制定に伴い改正するもの。

国立大学法人高知大学規則第 25 号

国立大学法人高知大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年７月 26 日

国立大学法人高知大学長　相 良 祐 輔

国立大学法人高知大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人高知大学契約事務取扱規則（平成 16 年規則第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の１条を加える。

（随意契約の公表）

第 13 条の２　本学が締結する契約のうち第 12 条第２号、第３号、第４号及び第７号に掲げる金額を超える随意契約（本学の行為を秘密にする必要があるものを除く。）については、随意契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内に次に掲げる事項をホームページ上で公表し、随意契約を締結した日の翌日から起算して１年が経過する日まで掲載するものとする。

(1)　随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
(2)　随意契約を締結した日
(3)　随意契約の相手方の氏名及び住所
(4)　随意契約に係る契約金額
(5)　随意契約によることとした理由

附　則

この規則は、平成 18 年８月１日から施行する。

改正理由

独立行政法人等における随意契約の適正化について（平成 18 年５月 19 日付け文部科学省高等教育局長通知）を受けて、一定額以上の随意契約をホームページ上で公表するよう改正するもの

国立大学法人高知大学規則第 28 号

高知大学医学部附属病院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年５月９日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学医学部附属病院規則の一部を改正する規則

高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年４月１日規則第 239 号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「ＰＥＴセンター」の下に「病理診断部」を加える。

附　則

この規則は、平成 18 年５月 16 日から施行する。

改正理由

病理診断部を設置するため。

国立大学法人高知大学規則第 29 号

高知大学医学部附属病院病理診断部規則を次のように定める。

平成 18 年５月９日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学医学部附属病院病理診断部規則

（趣旨）

第１条　この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年４月１日施行）第14条の規定に基づき、高知大学医学部附属病院病理診断部（以下「病理診断部」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

（業務）

第２条　病理診断部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　病理解剖に関すること。

(2)　病理組織診断、生検細胞組織等の病理学的検査及びその記録に関すること。

(3)　病理学的検査の研究に関すること。

(4)　学生の病理診断学教育に関すること。

(5)　その他附属病院の病理に関すること。

（職員）

第３条　病理診断部に、高知大学医学部附属病院規則第８条第２項に規定するものほか、次に掲げる職員を置くことができる。

(1)　教員

(2)　技術職員

(3)　その他の職員

（運営委員会）

第４条　病理診断部の運営に関し必要な事項を審議するために、病理診断部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会については、別に定める。

（雑則）

第５条　この規則に定めるもののほか、病理診断部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成18年５月16日から施行する

制定理由

病理学講座の改組に伴い、病院病理と検査部病理部門を統合し、病理診断部を設置するもの

国立大学法人高知大学規則第 30 号

高知大学医学部附属病院規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 18 年７月 18 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学医学部附属病院規則の一部を改正する規則

高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年４月１日規則第 239 号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「病理診断部」の下に「がん治療センター」を加える。

附　則

この規則は、平成 18 年７月 18 日から施行する。

改正理由

がん治療センターを設置するため。

国立大学法人高知大学規則第 31 号

高知大学医学部附属病院がん治療センター規則を次のように定める。

平成 18 年７月 18 日

国立大学法人高知大学長　相　良　祐　輔

高知大学医学部附属病院がん治療センター規則

（趣旨）

第１条　この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年４月１日施行）第14条の規定に基づき、がん治療センターに関し必要な事項を定める。

（業務）

第２条　がん治療センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　診療科間のがん診療連携の企画・運営に関すること。

(2)　がん化学療法等の実施に関すること。

(3)　がん治療に係る医療機関等との連携及びその推進に関すること。

(4)　がん予防・診療についての研修及び啓発活動に関すること。

(5)　次世代がん診療に係る臨床腫瘍学的研究の推進に関すること。

(6)　本院のがん患者登録に関すること。

(7)　がん治療成績のとりまとめ及びその公表に関すること。

(8)　その他病院長が必要と認める事項

（運営委員会）

第３条　がん治療センターの運営に関し必要な事項を審議するため、高知大学医学部附属病院がん治療センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会については、別に定める。

〈雑則〉

第４条　この規則に定めるもののほか、がん治療センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附　則

この規則は、平成18年７月18日から施行する。

制定理由

都道府県がん診療連携拠点病院としての機能を整備するため、がん治療センターを設置するものがん治療センターを設置するため。

人　　事

○人事異動

[役　　員]

【兼務】

発令年月日	氏　名	兼務職	職
H18.4.1	川　口　　浩	学長選考会議委員	理事（総務担当）
	松　永　健　二	学長選考会議委員	理事（教育担当）
	井　上　新　平	学長選考会議委員	理事（研究担当）

[教育職員]

【退職】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.6.30	石　黒　洋　明		医学部　助手
	濱　里　真　二		医学部附属病院　助手
H18.7.15	中　里　松　義		医学部附属病院　助手
H18.7.31	仲　田　秀　史		医学部　助手
	丹　羽　洋　子	兵庫教育大学	教育学部　教授

【採用】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.1	野　村　晴　香	医学部　助手	
H18.5.16	李　　康　弘	医学部　教授	
H18.7.1	川　島　将　彰	医学部　助手	本学医員（レジデント）
	志　賀　建　夫	医学部附属病院　助手	高知県立幡多けんみん病院
H18.7.16	政　平　訓　貴	医学部附属病院　助手	本学医員（指導医）

【有期雇用】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.24	山　内　絵　美	附属幼稚園教諭（H18.7.18 まで）	
H18.6.1	星　川　　歩	医学部　助手	

【有期雇用更新】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.7.19	山　内　絵　美	附属幼稚園教諭（H18.9.18 まで）	

【昇任】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.1	池　田　幸　雄	医学部附属病院　講師	医学部　助手
H18.5.16	降　幡　睦　夫	医学部　教授	医学部　助教授
H18.7.1	野　田　智　洋	医学部　講師	医学部　助手
	谷　口　武　利	総合研究センター　教授	総合研究センター　助教授

【任期更新】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.6.16	松　本　真　明		医学部附属病院　助手
	池　内　昌　彦		医学部　助手
H18.7.16	笹　岡　　敦		医学部附属病院　助手

【配置換】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.1	有　井　　薫	医学部　助手	医学部附属病院　助手
H18.7.1	松　本　真　明	医学部　助手	医学部附属病院　助手

【兼務】

発令年月日	氏　名	兼務職	所属・職
H18.4.1	根小田　　渡	学長選考会議委員	人文学部　教授
	川　村　和　夫	学長選考会議委員	理学部　教授
	篠　　和　夫	学長選考会議委員	農学部　教授
	高　橋　正　征	学長選考会議委員	大学院黒潮圏海洋科学研究科　教授

［事務系職員］

【退職】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.18	加　納　好　富		医学部・病院事務部医療サービス課医療支援グループ調理師
H18.5.31	山　中　茂　行		総合研究センター動物飼育員
H18.6.30	正　岡　春　生		医学部・病院事務部医療サービス課医療支援グループ専門職員
	上　田　純　子		企画部総務企画課総務グループ係員
	石　原　早　苗		医学部附属病院看護師
	小　橋　利　恵		医学部附属病院看護師
	小　原　美　和		医学部附属病院看護師
	田　内　千　草		医学部附属病院看護師
	近　江　優　子		医学部附属病院看護師
	吉　良　典　世		医学部附属病院看護師
	濱　川　高　子		医学部附属病院看護師
	西　村　友　希		医学部附属病院助産師
	小　松　延　江		医学部附属病院助産師
H18.7.18	弘　田　朋　之		財務部財務課契約・資産グループ主任
H18.7.31	松　本　雪　子		医学部附属病院看護師
	山　本　早　苗		医学部附属病院看護師
	大　沢　絵理子		医学部附属病院看護師

【他国立大学法人等へ復帰】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.6.30	脇　坂　裕　美	高知工業高等専門学校学生課教務係主任	朝倉地区事務課理学部グループ主任

【死亡】

発令年月日	氏　名		元所属・職
H18.5.13	戸　田　　廣		学務部学生支援課課外・資格認定講習ｸﾞﾙｰﾌﾟ専門職員

【採用】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.7.1	森　下　恵　子	医学部附属病院看護師	
	竹　本　征　広	医学部附属病院看護師	
	岡　林　由佐子	医学部附属病院看護師	

【他国立大学法人等から復帰】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.7.1	吉　松　直　之	財務部財務課契約・資産グループ係員	高知工業高等専門学校学生課教務係係員

【有期雇用】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.7.1	中野内　奈　保	医学部附属病院看護師	

【昇任】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.1	小　松　俊　彦	研究協力部学術情報課課長補佐	研究協力部学術情報課情報グループ専門職員
H18.7.1	岡　村　一　也	企画部総務企画課課長補佐	企画部人事課人事管理・旅費グループ専門職員
	小　島　政　明	企画部人事課課長補佐	企画部人事課総務・安全衛生グループ専門職員
	大　野　憲　昭	医学部・病院事務部総務管理課課長補佐	企画部評価広報課広報グループ専門職員
	渡　邉　善　雄	財務部財務課契約・資産グループ専門職員	物部地区事務課会計グループ主任
	沖　　先　一	財務部施設企画課施設企画グループ専門職員	財務部施設企画課施設企画グループ主任
	松　本　繁　代	学務部入試課入試実施グループ専門職員	学務部入試課大学入試センター試験グループ主任
	中　山　浩　行	学務部入試課入試実施グループ専門職員	財務部財務課契約・資産グループ主任
	井　上　智　幸	医学部・病院事務部総務管理課総務グループ専門職員	医学部・病院事務部総務管理課総務グループ主任
	末　本　淳　志	医学部・病院事務部経営企画課調達グループ専門職員	医学部・病院事務部経営企画課調達グループ主任
	屋　地　和　幸	医学部・病院事務部医療サービス課診療請求グループ専門職員	医学部・病院事務部医療サービス課医療支援グループ主任
	松　岡　みのり	物部地区事務課学務グループ専門職員	研究協力部学術情報課学術情報サービスグループ主任

【配置換】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.1	松　山　　郁	企画部評価広報課課長補佐	研究協力部学術情報課課長補佐
H18.5.10	松　下　めぐみ	医学部附属病院診療放射線技師	医学部附属病院エックス線助手
	都　築　　明	医学部附属病院診療放射線技師	医学部附属病院エックス線助手

発令年月日	氏　名	兼務職	所属・職
H18.5.10	八百川　心	医学部附属病院診療放射線技師	医学部附属病院エックス線助手
H18.7.1	片岡俊弘	秘書課課長補佐	財務部財務課課長補佐
	小島真一	秘書課秘書グループ係員	財務部財務課総務・監査グループ係員
	川井政昭	企画部総務企画課中期目標・計画グループ専門職員	秘書課秘書グループ専門職員
	片岡幸子	企画部総務企画課総務グループ主任	朝倉地区事務課教育学部附属学校園グループ主任（中学校）
	田所佐史	企画部人事課人事管理・給与グループ専門職員	企画部人事課給与・共済グループ専門職員
	片岡清茂	企画部人事課人事管理・給与グループ専門職員	企画部人事課人事管理・旅費グループ専門職員
	岩原尚子	企画部人事課共済・旅費グループ専門職員	企画部人事課給与・共済グループ専門職員
	喜多理江	企画部人事課共済・旅費グループ専門職員	企画部人事課人事管理・旅費グループ専門職員
	山崎雅賀	企画部人事課総務・労務管理グループ専門職員	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員
	曽我憲幸	企画部人事課総務・労務管理グループ専門職員	医学部・病院事務部総務管理課総務グループ専門職員
	森田ひとみ	企画部人事課総務・労務管理グループ主任	企画部人事課給与・共済グループ主任
	田中佐智	企画部人事課人事管理・給与グループ主任	企画部人事課人事管理・旅費グループ主任
	中嶋一博	企画部人事課人事管理・給与グループ主任	企画部人事課給与・共済グループ主任
	有友幸代	企画部人事課人事管理・給与グループ主任	企画部人事課給与・共済グループ主任
	野上紗代	企画部人事課総務・労務管理グループ係員	企画部人事課総務・安全衛生グループ係員
	松崎由紀	企画部人事課総務・労務管理グループ衛生管理者	企画部人事課総務・安全衛生グループ衛生管理者
	山口真里	企画部人事課総務・労務管理グループ衛生管理者	企画部人事課総務・安全衛生グループ衛生管理者
	知名　桂	企画部人事課総務・労務管理グループ係員	企画部人事課人事管理・旅費グループ係員
	坂本昌直	企画部人事課人事管理・給与グループ係員	企画部人事課人事管理・旅費グループ係員
	蓼原由佳	企画部人事課共済・旅費グループ係員	企画部人事課給与・共済グループ係員
	山下美緒	企画部人事課共済・旅費グループ係員	研究協力部学術情報課情報グループ係員
	坂本克彦	企画部評価広報課広報グループ専門職員	学務部入試課大学入試センター試験グループ専門職員

発令年月日	氏　名	兼務職	所属・職
H18.7.1	山　﨑　健　司	財務部財務課課長補佐	医学部・病院事務部総務管理課課長補佐
	前　田　悦　三	財務部財務課資金・出納グループ専門職員	医学部・病院事務部経営企画課調達グループ専門職員
	刈　谷　健　志	財務部財務課総務・監査グループ係員	財務部財務課資金・出納グループ専門職員
	岡　林　晶　人	財務部施設企画課施設企画グループ係員	企画部人事課総務・安全衛生グループ係員
	井　手　顕　一	研究協力部研究協力課研究支援グループ専門職員	財務部財務課資金・出納グループ専門職員
	氏　原　　博	研究協力部学術情報課総務・データ処理グループ専門職員	医学部・病院事務部医療サービス課医療支援グループ専門職員
	高　橋　晃　子	研究協力部学術情報課学術情報サービスグループ専門職員	物部地区事務課学務グループ専門職員
	古　谷　雄　生	研究協力部学術情報課情報グループ係員	医学部・病院事務部総務管理課人事グループ係員
	小　林　克　巳	研究協力部地域連携課生涯学習支援グループ専門職員	研究協力部地域連携課知的財産支援グループ専門職員
	芝　　弘　行	研究協力部地域連携課国際交流支援グループ専門職員	研究協力部研究協力課国際交流支援グループ専門職員
	宮　内　卓　也	研究協力部地域連携課知的財産支援グループ係員	企画部評価広報課広報グループ係員
	山　本　正　彦	学務部学務課修学支援グループ専門職員	学務部学務課生活支援グループ専門職員
	岡　本　　優	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員	研究協力部研究協力課研究支援グループ専門職員
	横　山　光　治	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員	学務部入試課個別学力試験グループ専門職員
	片　岡　賢　二	学務部入試課入試実施グループ専門職員	学務部入試課大学入試センター試験グループ専門職員
	山　田　正　人	学務部入試課入試総務グループ専門職員	学務部入試課大学入試センター試験グループ専門職員
	町　田　啓　介	学務部入試課入試総務グループ専門職員	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員
	中　山　昭　雄	学務部入試課入試実施グループ主任	学務部入試課個別学力試験グループ主任
	早　川　　崇	学務部入試課入試実施グループ係員	学務部入試課個別学力試験グループ係員
	村　越　史　麻	学務部入試課入試実施グループ係員	学務部入試課個別学力試験グループ係員
	曽　我　美　香	医学部・病院事務部総務管理課総務グループ専門職員	医学部・病院事務部医療サービス課診療請求グループ専門職員
	刈　谷　正　志	医学部・病院事務部総務グループ主任	医学部・病院事務部人事グループ主任

発令年月日	氏　名	兼務職	所属・職
H18.7.1	青　木　麻　佳	医学部・病院事務部総務管理課人事グループ主任	医学部・病院事務部医療サービス課医療支援グループ栄養士
	久　保　雅　裕	医学部・病院事務部総務管理課人事グループ係員	企画部人事課総務・安全衛生グループ係員
	毛　利　敬　太	医学部・病院事務部経営企画課調達グループ係員	秘書課秘書グループ係員
	村　田　幸　繁	医学部・病院事務部医療サービス課医療支援グループ専門職員	医学部・病院事務部医療サービス診療請求グループ専門職員
	中　川　　正	医学部・病院事務部医療サービス課医療支援グループ専門職員	財務部財務課契約・資産グループ専門職員
	宮　原　康　代	医学部・病院事務部医療サービス課診療請求グループ専門職員	総合研究センター技術専門職員
	都　築　正　博	朝倉地区事務課課長補佐（教育学部）	企画部総務企画課課長補佐
	岡　村　洋　典	朝倉地区事務課教育学部グループ専門職員	朝倉地区事務課人文学部グループ専門職員
	竹　島　隆　文	朝倉地区事務課人文学部グループ専門職員	朝倉地区事務課教育学部グループ専門職員
	大　﨑　美　紀	朝倉地区事務課教育学部附属学校園グループ主任（附属中学校）	朝倉地区事務課教育学部附属学校園グループ主任（附属養護学校）
	大　平　圭　子	朝倉地区事務課理学部グループ主任	企画部総務企画課中期目標・計画グループ主任
	武　政　淳　志	物部地区事務課会計グループ主任	財務部財務課契約・資産グループ主任

【兼務】

発令年月日	氏　名	兼務職	所属・職
H18.5.1	大　西　浩　二	企画部評価広報課長	企画部長
	松　山　　郁	企画部評価広報課課長代理	企画部評価広報課課長補佐
H18.7.1	片　岡　俊　弘	法人監査室長、総合センター室	秘書課課長補佐
	小　島　真　一	総合センター室	秘書課秘書グループ係員
	若　狭　忠　司	法人監査室	企画部総務企画課総務グループ専門職員
	小　島　政　明	安全衛生管理室長	企画部人事課課長補佐
	田　所　佐　史	法人監査室	企画部人事課人事管理・給与グループ専門職員
	森　田　ひとみ	安全衛生管理室	企画部人事課総務・労務管理グループ主任
	山　下　利　彦	広報室長	企画部評価広報課課長補佐
	坂　本　克　彦	広報室	企画部評価広報課広報グループ専門職員
	都　築　泰　仁	留学室長	学務部学生支援課課長補佐

発令年月日	氏　名	兼務職	所属・職
H18.7.1	岡　本　　優	就職室	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員
	横　山　光　治	就職室	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員

【兼務免】

発令年月日	氏　名	兼務職	所属・職
H18.5.1	松　山　　郁	研究協力部学術情報課課長代理	研究協力部学術情報課課長補佐
H18.7.1	菅　波　悦　朗	法人監査室長	財務部財務課長
	古　畑　　薫	安全衛生管理室長	企画部人事課長
	中　村　　猛	留学室長	学務部学生支援課長
	毛　利　敬　太	総合センター室	秘書課・秘書グループ係員
	藤　原　眞　一	法人監査室	財務部財務課予算・決算グループ専門職員
	藤　原　眞　一	法人監査室	財務部財務課予算・決算グループ専門職員
	柏　原　誉　司	法人監査室	財務部財務課予算・決算グループ主任
	山　﨑　正　浩	法人監査室	財務部財務課総務・監査グループ係員
	小　島　真　一	法人監査室	財務部財務課総務・監査グループ係員
	岡　林　晶　人	安全衛生管理室	企画部人事課総務・安全衛生グループ係員
	久　保　雅　裕	安全衛生管理室	企画部人事課総務・安全衛生グループ係員
	町　田　啓　介	就職室	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員
	山　﨑　雅　賀	就職室	学務部学生支援課就職支援グループ専門職員
	青　木　麻　佳	栄養管理室主任栄養士（栄養管理室勤務）	医学部・病院事務部医療サービス課医療支援グループ栄養士

【育児休業】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.6.7	豊　田　千佳子	H20.4.10 まで	医学部附属病院看護師
H18.6.17	弘　田　通　子	H18.9.30 まで	医学部附属病院看護師

【育児休業延長】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.1	豊　田　游風子	H18.5.31 まで	医学部附属病院助産師

【育児休業復帰】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.1	小　松　　恵	医学部附属病院看護師	
	小　島　千　尋	医学部附属病院看護師	
H18.5.15	仁井田　恵　子	医学部附属病院看護師	
H18.6.1	松　本　雪　子	医学部附属病院看護師	
	豊　田　游風子	医学部附属病院助産師	

【育児部分休業】

発令年月日	氏　名	異動後の所属・職	元所属・職
H18.5.15	仁井田　恵　子	H18.7.13 まで　毎日 16:45～17:15	医学部附属病院看護師

【改姓・改名】

発令年月日	氏　名	所属・職	旧氏名
H18.6.1	手　嶋　利　枝	朝倉地区事務課理学部グループ	泉　　利　枝
H18.6.8	濱　川　高　子	医学部附属病院看護師	西　岡　高　子

○叙位・叙勲

高知大学名誉教授　山　﨑　　修　氏

（平成 18 年７月３日死亡）

叙位：正四位（平成 18 年７月３日付）

会　　議

○第 50 回役員会（５月 24 日）

議事

審議事項

１．高知大学成果有体物取扱規則等の制定について
２．平成17年度決算について
３．高知大学マスタープランの作成について
４．医学部寄附講座について

報告事項

１．会議等報告
２．理学部及び農学部の学部改組について
３．平成17年度外部資金受入状況及び平成18年度科学研究費補助金交付内定結果について
４．平成18年度学長裁量経費について
５．災害用井戸及び防災倉庫の整備について
６．院内感染の発生と感染ルートの公表について
７．平成17年度発明届の処理状況について
８．高知大学海洋コア総合研究センター施設への共通名称（愛称）付与について
９．FM高知及びRKCラジオ番組企画（6月）予定について
１０．その他

○第 51 回役員会（６月 16 日）

議事

審議事項

１．大学院改組について
２．平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
３．平成17年度決算について
４．平成19年度概算要求について
５．国立大学法人高知大学学長選考会議委員について

報告事項

１．会議等報告
２．平成17年度卒業者，修了者就職等進路状況について
３．資金運用結果について

○第 52 回役員会（６月 28 日）

議事

審議事項

１．高知大学外国人留学生規則の一部改正について
２．情報公開に係る内閣府「情報公開･個人情報保護審査会」への諮問について
３．大学院改組について

報告事項

１．理学部及び農学部の学部改組における事前伺いの結果について
２．総人件費削減計画について
３．大学教員組織の在り方に関する調査結果について
４．FM高知及びRKCラジオ番組企画（7月）予定について

○第 53 回役員会（７月 12 日）

議事

審議事項

１．学内規則の改正及び廃止について
２．認証評価への対応戦略（案）について
３．国立大学法人高知大学における設備整備マスタープランについて
４．高知大学医学部附属病院支援基金について
５．新規採用看護師等を対象とした新給与制度の導入について
６．平成18年度以降の年度計画実施経費に係る基本方針について

報告事項

１．学内規則の制定等について
２．教員の所属組織に関するアンケート調査(大学全体調査）について
３．平成19年度高知大学入学者選抜に関する要項について
４．オープンキャンパス（高校生のための大学説明会）について
５．その他

○第 54 回役員会（７月 26 日）

議事

審議事項

１．高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則の改正について
２．高知大学国際交流基金規則の改正及び高知大学国際交流基金管理委員会規則の制定について
３．国立大学法人高知大学契約事務取扱規則の改正について
４．旧制高知高等学校「展示資料」素案に関する資料室の件について

報告事項

１．会議等報告
２．平成17年度部局内プレ評価について
３．平成18年度　年度計画実施経費の配分について
４．月次決算（6月分）について
５．資金運用結果について
６．FM高知及びRKCラジオ番組企画（8月）予定について
７．平成19年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
８．その他

○第９回経営協議会（６月 23 日）

議事

１．大学院改組について
２．理学部及び農学部の学部改組について
３.平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
４．平成 17 年度決算について
５．平成 19 年度概算要求について
６．資金運用結果について
７．国立大学法人高知大学学長選考会議委員の選出について
８．その他

○第18回教育研究評議会（６月２日）

議事

１．高知大学海洋コア総合研究センター施設への共通名称（愛称）付与について
２．高知大学成果有体物取扱規則等の制定について
３．理学部及び農学部の学部改組について
４．高知大学大学院改組の状況等について
５．平成17 年度外部資金受入状況及び平成18年度科学研究費補助金交付内定結果について
６．医学部寄附講座について
７．平成17年度発明届の処理状況について
８．会議等報告

○第19回教育研究評議会（６月30日）

議事

１．国立大学法人高知大学学長選考会議委員の選出について
２．理学部及び農学部の学部改組における事前伺いの結果について
３．大学院改組について
４．平成 17 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について
５．高知大学留学生規則の一部改正について
６．平成 17 年度卒業者、修了者就職等進路状況について
７．総人件費削減計画について
８．大学教員組織の在り方に関する調査結果について
９．会議等報告

○第２回入試企画実施機構会議（５月８日）

議事

審議事項

１．平成 19 年度入学者選抜要項(案)について(継続)
２．平成 19 年度学生募集要項(推薦入学Ⅰ)(案)について(継続)
３．平成 19 年度学生募集要項(私費外国人留学生)(案)について(継続)
４.平成 19 年度医学部医学科ＡＯ入試学生募集要項(案）について
５.平成 19 年度医学部医学科学士３年次編入学学生募集要項(案)について

報告事項

１.各学部からの平成 18 年度入試実施状況の総括について

２．近畿高等学校進路指導連絡協議会からの要望書について
３．その他

○第３回入試企画実施機構会議（６月 12 日）

議事
審議事項
１．平成19年度学生募集要項（一般選抜）（案）について
２.平成 19 年度学生募集要項(推薦入学Ⅱ)(案)について
３．平成 19 年度学生募集要項（特別選抜）帰国子女・中国引揚者等子女・社会人（案）について
４.平成 19 年度医学部看護学科３年次編入学学生募集要項（案）について
報告事項
１．17 年度入学者選抜方法研究専門委員会の報告について
２．全国大学入学者選抜研究連絡協議会の報告について
３．進学担当者説明会打合せ会の実施について
４．推薦入学試験における出願資格について

○第４回入試企画実施機構会議（７月 10 日）

議事
審議事項
１．平成 19 年度学生募集要項（一般選抜）（案）について（継続）
２.平成 19 年度学生募集要項(推薦入学Ⅱ)(案)について（継続）
３．平成 19 年度学生募集要項（特別選抜）帰国子女・中国引揚者等子女・社会人（案）について［資料 3］
４．チェック票６及び１２の修正について
報告事項
１．進学担当者説明会について
２.平成 18 年度国立大学入試担当課長連絡協議会について
３．平成 19 年度出題･採点者関係日程表について
４.「平成 19 年度入学者選抜に関する要項」及び「平成 19 年度学生募集要項（推薦入学Ⅰ)」の公表について（7 月 3 日）
５.平成 19 年度医学部学士入学試験実施状況について
６．愛媛県人権教育協議会会長等からの（お願い）文書について

○第１回全学入学試験委員会（５月29日）

議事
審議事項
１．平成 19 度入学者選抜に関する要項（案）について
報告事項
なし

学　　事

○平成１８年度６月期高知大学大学院医学系研究科学位授与式

６月 19 日,10 時 30 分からメディアの森メディアホールにおいて、平成 18 年度６月期の大学院医学系研究科学位授与式が挙行され、２名に博士（医学）の学位が授与された。

諸　　報

○高知大学他２社の共催による「ジョイフルコンサートシリーズコーチ　2006」を開催

高知大学教育学部の脇岡総一教授(元東京都交響楽団主席オーボエ奏者)プロデュースによる、ジョイフルコンサートシリーズコーチ　2006（高知大学、高知県立美術館、高知新聞社による共同開催)が、５月 10 日(水)に高知県立美術館ホールにて開催され、満員の観衆を魅了した。この講演会は、中央で活躍中の演奏家による質の高いクラシック音楽を気軽に楽しんでもらうとともに、地元の演奏家や学生などが随時参加し、一流の演奏家と共演することによって技術レベルの向上をはかり、さらには音楽を通じて色々な組織や人材が交流する土壌をつくることを目的として、同教授が呼び掛け実現した。

第１回目の今回は、東京都交響楽団コンサートマスターの山本友重氏を中心に、高知ジョイフル室内オーケストラを組織して、ヘンデルのハレルヤコーラスで幕開けし、ヴィヴァルディやモーツァルトらの曲を演奏した。また、公開リハーサルや終演後には出演者と入場客とのミニパーティーも催され、盛会のうち終了した。

今年度は、９月及び 12 月と合わせて計３回のコンサートを予定しており、来年度以降も継続開催していく予定となっている。

コンサートの様子

○第 58 回国立大学病院看護部長会議を開催

高知大学医学部附属病院では、５月 18 日～19 日に第 58 回国立大学病院看護部長会議を高知市のホテルで、文部科学省高等教育局医学教育課大学病院支援室赤塚義英室長、同　吉川淳子専門職、竹本浩伸事務官を招いて開催した。

全国の国立大学病院 42 大学 45 病院の看護部長により運営されるこの会議では、今回、2006 年度診療報酬改定で入院基本料の看護配置基準７対１が新設されたことなどを背景に看護師不足が深刻化していることから、各大学病院が連携して看護師確保に取り組むため、同会議ホームページの設置や大学病院間のネットワークづくりなどを柱とする看護師確保対策のアクションプランが策定された。その具体的な取り組みとして、（１）広報活動　（２）大学間のネットワークづくり（３）採用説明会やインターンシップの強化　（４）キャリア開発支援　（５）基礎教育との連携　（６）大学間の積極的な人事交流　（７）処遇の改善の７項目が全員一致で決定された。

文部科学省高等教育局医学教育課
赤塚大学病院支援室長

○高知県警察本部長を招き講演会を開催

高知大学では、６月 21 日に鈴木基久高知県警察本部長を講師として迎え、学生の防犯意識の向上を目的として、特別講演会「安全で安心な高知県を作ろう」を開催した。

松永健二副学長の挨拶の後、鈴木県警本部長から、県民が身近に不安を感じる犯罪・事件が多くなっており、その対応について、政府・警察・地域住民において、組織レベル・個人レベルでの取り組みが必要なことなどについて講演があった。

また、講演では、地域や個人においてできる防犯対策の具体例と共に、本学学生が行っている地域小学生の下校時の安全を確保するボランティア活動「守るんジャー」の取り組みについて改めて感謝の意が示され、本学としても、より一層の安全安心な街づくりに対する使命を感じた有意義な講演会となった。

鈴木基久高知県警察本部長

○高知大学ラジオ公開講座第３期放送がスタート

地域貢献の一環として昨年から開始した「高知大学ラジオ公開講座」がこの７月で２年目を迎えた。

このラジオ講座は、高知大学の教員が長年蓄積した研究成果の中から地域に関係する話題を取り上げ、幅広い年齢層に対してわかりやすく講義するもので、１月ごとにテーマを決め週１回放送、６か月で１期とし、１年目は２期５１回の講義が放送された。

昨年の１０月からは本学地域連携センターのホームページ上でも聴講が可能となり、さらにポッドキャストにも対応することが様々なマスメディアで紹介され反響があった。

７月からは第３期放送がスタート、７月「ことばと思想」、８月「農学」、９月「生物と生命」、１０月「教育」、１１月「医療と保健」、１２月「越境する人と文化」のテーマで放送する。

○第５７回四国地区大学総合体育大会

第５７回四国地区大学総合体育大会が，６月 30 日から７月２日の日程で香川大学を中心とした会場で開催され、本学の総合順位は昨年に引き続き男子３位，女子４位であった。

なお、各競技種目における得点は次表のとおり。

平成18年度(第57回)四国地区大学総合体育大会総合得点表

(男子総合)

総合順位	競技名 / 大学名	1 陸上競技	2 水泳競技	3 硬式野球	4 準硬式野球	5 硬式庭球	6 ソフトテニス	7 バスケットボール	8 バレーボール	9 サッカー	10 ラグビー	11 卓球	12 バドミントン	13 柔道	14 剣道	15 ハンドボール	16 ソフトボール	17 弓道	18 ボート	19 空手道	20 ダンス	21 少林寺拳法	22 合気道	23 ヨット	24 フットサル	計
1	松山大学	3	4	1	2.5	4		4	4	2	4	4	4	4	4	3		2		1	1	2	1	1		55.5
2	愛媛大学	2	1	1	2.5	1	4	3	3	1	1.5	2	3	3	1	1		4		1	1	3	1	1	1	42
3	高知大学	4	1	1	2.5	1	1	1.5	1	4	1.5	3	1	2	1.5			1		1	1	1	1	3	2	36
4	香川大学	1	2	1	1	1	2	1.5	2	1	1	1	2	1	3	2		1		1	1	1	1	1	4	32.5
5	徳島大学	1	3	1	2.5	2	1	1	1	1		1	1	1	1	1		1		1			1	4	1	26.5
6	徳島文理大学	1	1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	1.5			1		1		4			1	19.5
7	四国大学	1	1			3	1	1	1	1		1	1		1	1		3		1		1			1	19
8	高知工科大学	1		1		1	3	1	1	1		1	1		1			1					1		3	17
9	四国学院大学	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1		雨天のため中止	1	雨天のため中止	1		1			1	17
10	鳴門教育大学	1	1	1		1		1	1	1	3		1	1	1	1		1								15
11	高松大学					1			1	3						4										9
12	聖カタリナ大学	1	1					1				1	1					1		1					1	8
13	徳島文理大学短期大学部					1	1	1		1			1													5
14	高知短期大学											1	1													2
14	高知学園短期大学												1					1								2
14	香川県立保健医療大学		1																						1	2
17	今治明徳短期大学							1																		1
17	徳島工業短期大学											1														1
17	瀬戸内短期大学											1														1

注)優勝…4点，準優勝…3点，第3位…2点(3位決定戦なければ1．5点)，参加点…1点
準硬式野球は大会二日目が中止となったため，一回戦に勝利した大学に2．5点を付与

平成18年度（第57回）四国地区大学総合体育大会総合得点表

（ 女 子 総 合 ）

総合順位	競技名／大学名	1 陸上競技	2 水泳競技	3 硬式庭球	4 ソフトテニス	5 バスケットボール	6 バレーボール	7 卓球	8 バドミントン	9 柔道	10 剣道	11 ハンドボール	12 ソフトボール	13 弓道	14 ボート	15 空手道	16 ダンス	17 少林寺拳法	18 合気道	19 ヨット	計
1	松山大学	3	1	3	2	1	2	4	2	1	1		雨天のため中止	3	雨天のため中止		1	1	1	1	27
2	愛媛大学	2		1	1	1.5	1	3	4	1	1	4		2		1	1	1	1	1	26.5
3	香川大学	1	3	4	1	1	1	2	1	1	1.5	2		1		1	1	1	1	1	24.5
4	高知大学	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1	20
5	愛媛女子短期大学	4				4	4				3	3									18
6	徳島文理大学	1	1	1	1	1	3	1	1		1			4				1			16
7	徳島大学	1	4	1	1		1	1	1			1		1		1			1	1	15
8	四国大学	1	1	2	1	1	1	1	1		1	1		1		1		1			14
9	四国学院大学	1		1	1	1	1	1	3	1				1		1		1			13
10	鳴門教育大学	1	2	1		1	1		1		1.5	1		1			1				11.5
11	高知女子大学		1	1		1.5	1		1					1					1		7.5
12	聖カタリナ大学					1	1		1		4										7
13	松山東雲女子大学				4													1			5
14	高松短期大学					1	1	1	1		1										5
14	高知学園短期大学	1		1		1	1		1												5
16	瀬戸内短期大学					1	1	1													3
16	徳島文理大学短期大学部			1					1					1							3
16	松山東雲短期大学						1		1					1							3
16	高知工科大学				1				1										1		3
20	今治明徳短期大学							1													1
20	四国大学短期大学部													1							1
20	高松大学	1																			1

○JABEE 認定プログラム修了証授与式を実施

高知大学では、７月 27 日（木）にＪＡＢＥＥ認定プログラム修了証授与式を実施した。

本学農学部生産環境工学科の流域環境工学教育コースが、昨年実施の審査の結果、今年５月８日付で本学初となる JABEE 技術者教育プログラムの認定を受けたことに伴い、17 年度卒業生で同プログラム修了生 26 名に対し JABEE 認定プログラム修了証書を授与するもの。

授与式では、修了生４名が出席し、相良学長から修了証書を授与されるとともに祝辞を受けた。

○大学総合教育センターの八木文雄教授が医学教育賞（懸田賞）を受賞

大学総合教育センター入試部門の八木文雄教授が７月 29 日、財団法人医学教育振興財団より医学教育賞（懸田賞）を受賞した。同賞は優れた医学教育の方法の研究を表彰するもので、八木教授の論文「医学部医学科のＡＯ（態度評価）方式による入学者選抜」ほかの研究業績が高く評価された。

日　　誌

５月

２日（火）　推進本部長会議
８日（月）　入試企画実施機構会議
９日（火）　病院運営委員会
１０日（水）　教授会・研究科委員会（人文学部）
学長懇談会
高知大学・高知市連携協定のコーディネーター会議
１１日（木）　推進本部長等会議
１２日（金）　大学院改組検討委員会（入試ＷＧ）
平成１８年度春季中国・四国地区国立大学長会議(ホテルグランヴィア広島)
１５日（月）　入学試験委員会（医学部）
留学生委員会
１６日（火）　教授会等（農学部）
教授会・大学院委員会（医学部）
１７日（水）　教授会（教育学部・理学部）
第１６回センター連合教授会
国大協大学評価委員会
第１回教職教育委員会
１８日（木）　全国看護部長会議（日航高知旭ロイヤルホテル）
環食同源プロジェクト研究発表会（物部）
４大学プロジェクト選考委員会
１９日（金）　第３回グリーンサイエンス特別研究プロジェクト公開シンポジウム
中国四国地区国立大学学生関係副学長・部課長会議
全国医学部長病院長会議（東京）
２２日（月）　第３９回四国国立大学協議会（グランフォーレ石松）
２３日（火）　黒潮圏海洋科学研究科地域シンポジウム（須崎市立市民文化会館）
２４日（水）　第５０回役員会
２９日（月）　岡豊地区安全衛生委員会
全学入学試験委員会
朝倉地区安全衛生委員会
高知県国際交流協会評議員会（高知共済会館）
推進本部長等会議
３１日（水）　高知大学春の陣
全国入学者選抜研究連絡協議会（～６月２日　静岡）

６月

２日（金）　第１８回教育研究評議会
学長懇談会
５日（月）　表敬訪問（安徽大学、河南大学）
６日（火）　教授会・大学院委員会（医学部）
平成１９年度概算要求等調整会議
１０日（土）　黒潮圏シンポジウム「地球環境と人類の共生」(高知県福祉交流プラザ)
産学官連携推進会議（京都国際会館）
１１日（日）　ＡＯ入試説明会（医学部）
１２日（月）　ＪＩＣＡ開講式
大学病院を有する国立大学長の会（東京）
入試企画実施機構会議
１３日（火）　教授会等（農学部）
財務・経営センター運営評議会（東京）
国立大学協会総会（東京）
病院運営委員会
１４日（水）　教授会・研究科委員会（人文学部・教育学部）
教授会（理学部）
国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長等会議
１６日（金）　第５１回役員会
１９日（月）　医学系研究科学位記授与式
高知學長会議（高知城ホール）
２０日（火）　教授会・大学院委員会（医学部）
２１日（水）　臨時研究科委員会（教育学部）
第１７回センター連合教授会
独立行政法人大学入試センター運営審議会（東京）
国立大学附属病院病院長会議（～２２日　弘前）
２２日（木）　平成１７年度監査報告（中央青山監査法人、局長、財務部）
２３日（金）　第９回経営協議会
２６日（月）　朝倉地区安全衛生委員会
教務・専門教育委員会
２７日（火）　大学院改組検討委員会
就職委員会
２８日（水）　第５２回役員会

教員選考審査委員会
インカレ壮行式
岡豊地区安全衛生委員会
２９日（木）　第４０回四国国立大学協議会（グランフォーレ石松）
３０日（金）　第１９回教育研究評議会
学長懇談会

7月

４日（火）　教授会・大学院委員会（医学部）
５日（水）　臨時教授会（教育学部）
公開シンポジウム「土佐の教育と文化を考える」
平成１８年度高知大学「進学担当者説明会」
７日（金）　中間法人高知予防医学ネットワーク理事会（医学部）
１０日（月）　入試企画実施機構会議
１１日（火）　教授会等（農学部）
四国産学官連携推進会議連携推進委員会（高松）
１２日（水）　教授会・研究科委員会（人文学部・教育学部）
教授会（理学部・黒潮圏）
第５３回役員会
１３日（木）　国大協大学評価委員会（学士会館）
倫理・人権・苦情処理委員会
１４日（金）　役員・部局長合同会議
１８日（火）　教授会・大学院委員会（医学部）
病院運営委員会
１９日（水）　附属幼稚園終業式
第１８回センター連合教授会
２０日（木）　附属養護学校終業式
役員・部局長合同会議
２１日（金）　医学科学士編入学試験
海洋コア総合研究センター公開セミナー
２２日（土）　「自律創造学習」成果発表会
２４日（月）　教務・専門教育委員会
大学院教務委員会
岡豊地区安全衛生委員会
２５日（火）　教授会（農学部）
２６日（水）　第５４回役員会
２７日（木）　中国四国地域大学附属農場協議会（～２８日）
役員・部局長合同会議
ＪＡＢＥＥ認定証授与式
国立大学法人高知大学・同窓会連合会との懇談会（高知サンライズホテル）
朝倉地区安全衛生委員会
２９日（土）　高知大学部局間合同研究発表会
３０日（日）　オープンキャンパス（大学説明会）（医学科）
３１日（月）　オープンキャンパス（大学説明会）（看護学科）
第４１回四国国立大学協議会（グランフォーレ石松）